

Futsal
Laws of
the Game
2016/2017

フットサル競技規則

2 はじめに

“Futsal Laws of the Game (フットサル競技規則)” は、国際サッカー連盟 (FIFA) から発行されているもので、FIFA および FIFA に加盟している各大陸連盟や各国協会の下で開催されるフットサルは、すべてこの規則に基づいて行われる。

フットサルの競技規則は、国際サッカー評議会 (IFAB) との合意によって、同評議会小委員会と FIFA フットサル・ビーチ委員会の協調の下、サッカーと比べピッチが小さいことや競技者数が少ないことから生まれるフットサルの特長や公正さをより引き出すべく制定され、改正されているものである。

日本語の競技規則は、この改正後に FIFA から送られてきた英語版を（公財）日本サッカーアカデミーの責任において、サッカーの競技規則と 平仄をとりつつ日本語に翻訳し、また全体の体裁も基本的に原本どおりとしている。したがって、日本語版で解釈等に疑義が生じた場合は、英語版をもって解釈することとする。

2014/2015 年フットサル競技規則の主な改正点として、交代要員が犯した行為に対する処置、サッカー競技規則改正と同様にアンダーウェア・ヘッドカバーに関する事項、キックインからの再開の手続き、ホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法などが変更された。また、その他の IFAB の決定として、放送目的のための、審判員によるカメラおよびマイクの使用について見解が通知された。日本語付録には、競技規則の的確な解釈や円滑な競技運営のために様々な通達等、さらに、審判員が競技規則をより適切に施行できるように「審判員の目標と重点項目」などの資料を掲載している。特に通達等については、必要に応じて発信、改廃されているので、競技規則そのもの、その解釈と同様、最新の情報として捉えていただきたい。

(公財) 日本サッカーアカデミーは F リーグと共に、フェアプレーの原点となる「リスペクト (大切に思うこと)」を推進している。フットサル競技規則は、審判員や審判指導者のみならず、競技者、加盟チームの役員などサッカーに関わるすべての人たちにとって必要なものであり、大切に思い、遵守していくもの (リスペクト) である。

本書にある競技規則および付属する様々な内容を十分に理解し、安全で誰もが楽しめるようなフットサルをいたるところで繰り広げていただきたい。ひいては、それがフットサルの更なる健全な発展に資することになる。

2014 年 10 月

修正

関係する各協会の合意が得られており、また、競技規則の基本原則が尊重されていれば、16歳未満の競技者、女性、年長者(35歳以上)および障害のある競技者の試合では競技規則の適用に当たって修正を加えることができる。

以下の一部またはすべてに修正ができる。

- ピッチの大きさ
- ポールの大きさ、重さ、材質
- ゴールポストの間隔とクロスバーのピッチ面からの高さ
- 試合時間
- 交代

これ以外の修正は、FIFA審判部の同意およびFIFAフットサル委員会の承認があつた場合のみ認められる。

男性と女性

フットサル競技規則では主審や第2審判、第3審判、タイムキーパー、競技者、役員について、すべて男性で表記されているが、これは簡略化のためであつて、いずれも男性、女性の両方に適用されるものである。 (注：日本語訳には、性別がない)

符号

左側余白の単線 “ | ” は新しい競技規則の改正を表す。

4

ページ

第1条 ピッチ	6
第2条 ポール	13
第3条 競技者の数	15
第4条 競技者の用具	19
第5条 主審・第2審判	21
第6条 副審	25
第7条 試合時間	29
第8条 プレーの開始および再開	33
第9条 ポールインプレーおよびポールアウトオブプレー	36
第10条 得点の方法	37
第11条 オフサイド	38
第12条 ファウルと不正行為	39
第13条 フリーキック	43
第14条 ペナルティーキック	51
第15条 キックイン	54
第16条 ゴールクリアランス	57
第17条 コーナーキック	59
試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法	61
テクニカルエリア	64
リザーブ副審	66
主審・第2審判および副審のシグナル	67
競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン	77

ピッチの表面

試合は、滑らかかつ平坦で、摩擦のない表面のピッチでプレーされなければならなく、できれば競技会規則に基づき、木または人工材質でできたものがよい。コンクリートやアスファルトのピッチは、避けるべきである。

人工芝のピッチの使用は、例外的に国内競技においてのみ認められる。

ピッチのマーキング

ピッチは長方形で、ラインでマークしなければならない。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部であり、ピッチの色と明瞭に識別できるものでなければならない。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

2本のタッチラインの中点を結ぶハーフウェーラインでピッチを半分に分ける。

ハーフウェーラインの中央にセンターマークをしるす。^{a)} これを中心に半径3mのサークルを描く。

コーナーキックを行うときに守備側競技者に離れる距離を確実に守らせるため、コーナーアークから5m離れたところのピッチの外側に、ゴールラインに対して直角のマークをつけなければならない。このマークの幅は、8cmである。^{b)}

第2ペナルティーマークからのフリーキックが行われるとき、第2ペナルティーマークから離れる最小限の距離を示すために、第2ペナルティーマークの左右、それぞれ5mのところに2つの追加マークを付けなければならない。このマークの幅は、8cmである。

大きさ

タッチラインの長さは、ゴールラインの長さより長くなければならない。

すべてのラインの幅は、8 cmでなければならない。

国際試合以外の試合の場合の大きさは、次のとおり。

長さ（タッチライン）： 最小25m

最大42m

幅（ゴールライン）： 最小16m

最大25m

国際試合の場合の大きさは、次のとおり。

長さ（タッチライン）： 最小38m

最大42m

幅（ゴールライン）： 最小20m

最大25m

ペナルティーエリア

6 mの長さの仮想ラインを2本それぞれのゴールポストの外側からゴールラインに直角に描き、ゴールポストの外側から半径6 mの四分円をこれらの仮想ラインの端から直近のタッチラインの方向に描く。それぞれの四分円の上端をゴールポストの間のゴールラインに平行な3.16mのラインによって結ぶ。これらのラインとゴールラインに囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から6 mで両ゴールポストから等距離のところにペナルティーマークを描く。^{a)}

第2ペナルティーマーク

両ゴールポストの中央から10mで両ゴールポストから等距離のところに第2ペナルティマークを描く。a)

コーナーアーク

それぞれのコーナーから、半径25cmの四分円をピッチ内に描く。

ゴール

ゴールを1基、それぞれのゴールラインの中央に設置する。

ゴールは、コーナーから等距離に垂直に立てられた2本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。ゴールポストとクロスバーは、木材、金属、またはその他の承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、橢円形のいずれかでなければならず、競技者に危険なものであってはならない。

ポストの間隔は、3m（内測）で、クロスバーの下端からピッチ面までの距離は2mである。

ゴールポストとクロスバーは、同じ幅と同じ厚さで、8cmとする。ネットは、麻、ジュートまたはナイロン、もしくはその他の承認された材質でできたもので、適切な方法でしっかりとゴールポストとクロスバーの後方に取り付けなければならない。それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。

ゴールポストとクロスバーは、ピッチの色と異なった色でなければならない。

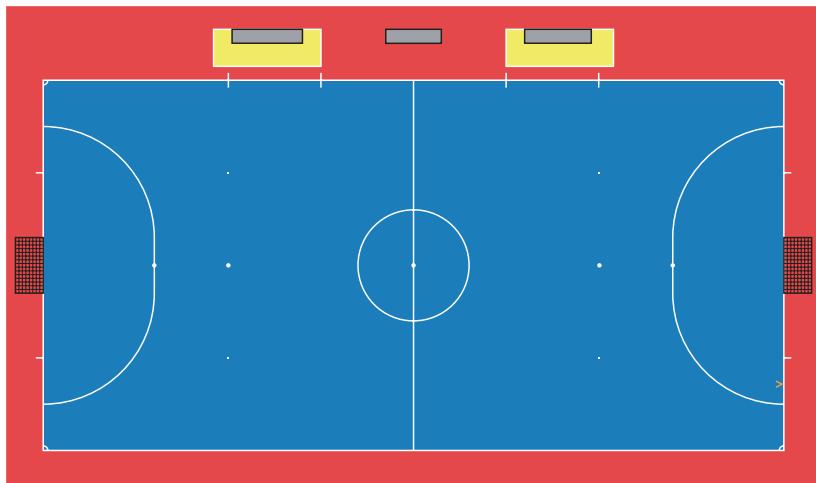
ゴールには、転倒防止のために安定させる仕組みが施されていなければならない。移動式ゴールは、この条件を満たした場合に限り使用することができる。

交代ゾーン

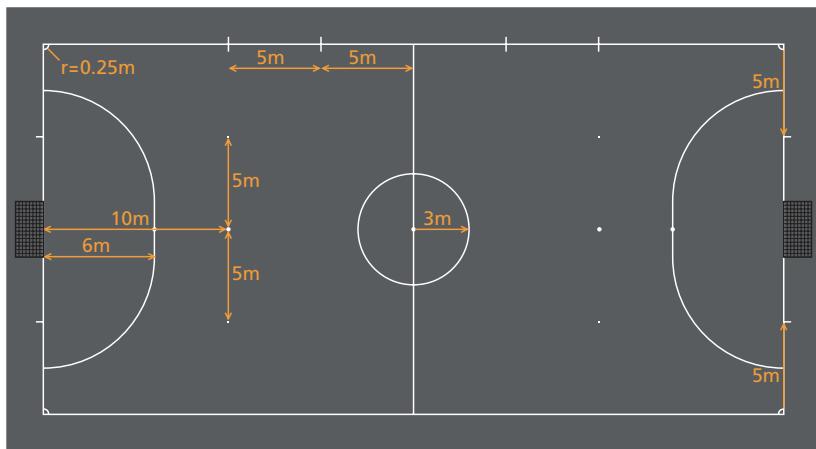
チームベンチの前のタッチライン上に交代ゾーンを設ける。設置の目的は、第3条に述べられているとおりである。

- 交代ゾーンは、チームベンチの直前に設け、その長さはそれぞれ5mとする。その両端をタッチラインに直角に幅8cm、長さ80cmで描く。80cmのうち40cmをピッチの内側、40cmをピッチの外側に描く。
- タイムキーパーの机の前のエリアは、ハーフウェーラインの両端からそれぞれ5mであり、タイムキーパーからの見通しをよくしておく。
- 各チームの交代ゾーンはそのチームの守備側のハーフに設置し、試合の後半、また、必要があれば延長の後半に交替する。

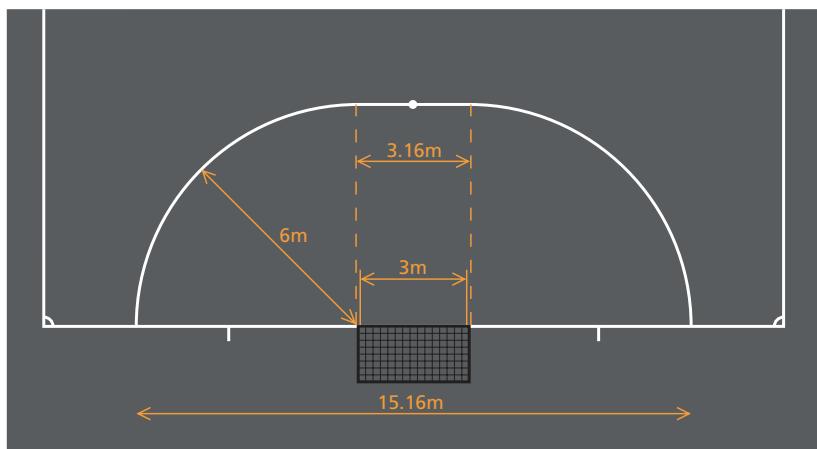
ピッチ



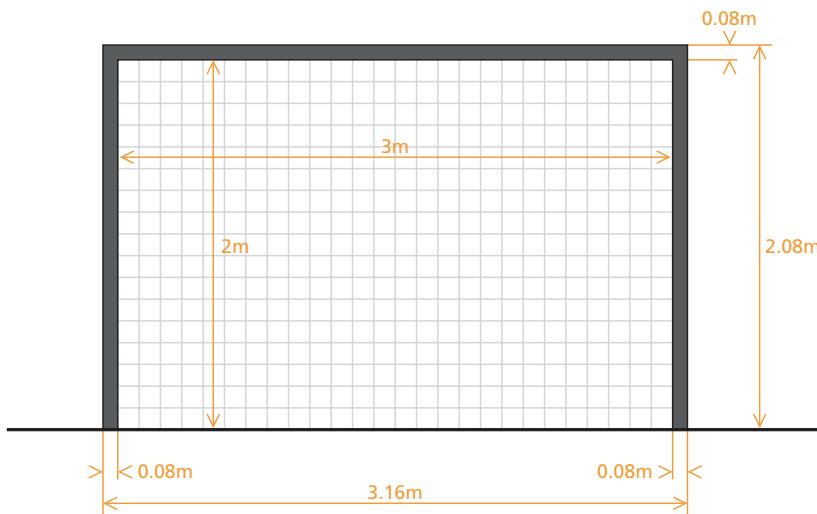
ピッチの大きさ



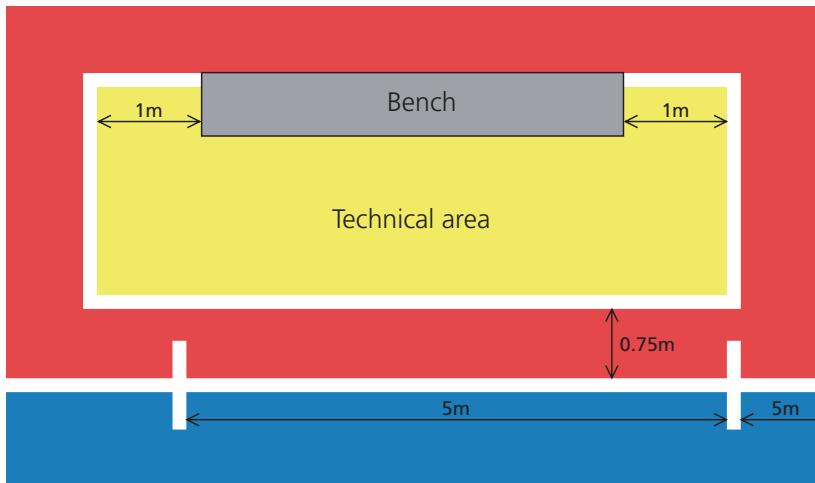
ペナルティーエリア



ゴール



交代ゾーンとテクニカルエリア



決定 1

テクニカルエリアは、本冊子内の“テクニカルエリア”の項に規定される条件を満たして設置されなければならない。

(公財)日本サッカー協会の決定

- a) センターマーク、ペナルティマークおよび第2ペナルティマークは直径20cmの円で描く。
- b) このマークは、ゴールラインから5cm離して直角に30cmの長さで描く。5mの距離は、コーナーアークの外側から、このマークのゴール側の端までとする。

品質と規格

ボールは、次のものとする。

- 球形
- 皮革、またはその他の適切な材質でできている
- 外周は、64cm以下、62cm以上
- 重さは、試合開始時に440g以下、400g以上
- 空気圧は、海面の高さの気圧で、0.6~0.9気圧 (600~900g/cm²)
- 2 mの高さから落下させたとき、最初のバウンドが50cm以上、65cm以下の範囲ではね返る

2

欠陥が生じたボールの交換

試合の途中でボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、試合は停止される。

- 試合は、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合を除き、もとのボールに欠陥が生じたときの場所で、交換したボールをドロップして再開される。ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審・第2審判のいずれかは、プレーを停止したときにもとのボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上で交換したボールをドロップする。
- ボールが壁なしの直接フリーキック、第2ペナルティーマークからのキック、またはペナルティーマークからのキックが行われているときに、ゴールポスト、クロスバー、または競技者に当たることなく、破裂する、または欠陥が生じた場合で、何の違反も犯されていないのであれば、キックを再び行い、試合を再開する。

ボールがインプレー中ではない場合（キックオフ、ゴールクリアランス、コーナーキック、ドロップボール、フリーキック、ペナルティーキック、またはキックイン）に、ボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、

- 試合は、フットサル競技規則に規定される方法で再開される。

試合中、ボールは主審・第2審判の承認を得ずに交換できない。

ボールの口ゴ

ボールは、第2条の要件に加え、FIFAや各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかの口ゴが付けられていることを条件として使用が認められる。

- 2
- ・公式の“FIFA承認”の口ゴ
 - ・公式の“FIFA検定”の口ゴ
 - ・“国際試合ボール基準”の口ゴ



これらの口ゴは、第2条に規定されている最低限の仕様に加えて、口ゴ別に規定された技術的要件を満たしていることが公式にテストされて証明されていることを示している。口ゴ別に定められた追加要件のリストは、国際サッカー評議会によって承認されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

加盟協会の競技会は、これら3つの口ゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができます。

広告

FIFAの競技会ならびに各大陸連盟および加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし、競技会、競技会の主催者のエンブレムおよびメーカーの承認された商標は認められる。

競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。

競技者

試合は、5人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。チームの競技者のうちの1人はゴールキーパーである。

どちらかのチームの競技者が3人未満の場合、試合は開始されない。

片方のチームのピッチ上の競技者が3人未満になった場合、試合は放棄される。

公式競技会

FIFA、各大陸連盟、加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大9人までの交代要員を置くことができる。

競技会規定には、最大9人の範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。

その他の試合

国際Aマッチにおいては、最大10人までの交代要員を置くことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代要員を置くことができる。

- 関係チームが最大数について合意し、
- 試合前に主審・第2審判に通知する。

試合前に、主審・第2審判に通知されない場合、または合意されなかつた場合は、10人を超えて交代要員を置くことはできない。

すべての試合

すべての試合において、競技者および交代要員の氏名は、到着している、していないにかかわらず、試合開始前に主審・第2審判に届けられなければならない。それまでに氏名が主審・第2審判に届けられていない交代要員は試合に参加できない。

交代の進め方

交代は、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず、いつでも行うことができる。競技者と交代要員が交代する場合、次の条件が遵守されなければならない。

- 3
- 他にフットサル競技規則に規定されていない限り、ピッチから出る競技者は、自分のチームの交代ゾーンから出る。
 - 交代要員は、交代する競技者がピッチの外に出てから入る。
 - 交代要員は、自分のチームの交代ゾーンからピッチに入る。
 - 交代は、交代要員が交代して退く競技者にピバスを手渡しした後に、自分のチームの交代ゾーンからピッチに入ることにより完了する。ただし、競技者が競技規則に基づき、交代ゾーン以外の場所からピッチをでなければならなかつた場合を除く。この場合、交代でピッチに入る交代要員は、第3審判にピバスを手渡すものとする。
 - 完了の瞬間から、交代要員は競技者となり、交代して退いた競技者は交代要員となる。
 - 交代して退いた競技者は、その試合に再び参加することができる。
 - すべての交代要員は、出場する、しないにかかわらず、主審・第2審判の権限および管轄下にある。
 - ペナルティーキック、第2ペナルティーマークからのキック、壁なしの直接フリーキックを行うために試合時間を延長した場合、守備側チームのゴールキーパーのみ交代することができる。

ゴールキーパーの交代

- いずれの交代要員も、主審・第2審判に通知することなく、また試合の停止を待つことなく、ゴールキーパーと入れ代わることができる。
- いずれの競技者も、ゴールキーパーと入れ代わることができる。
- 競技者がゴールキーパーと入れ代わる場合、試合の停止中、主審・第2審判に交代する前にその旨を通知しなければならない。
- ゴールキーパーに代わる競技者、交代要員は、自分自身の背番号のついたゴールキーパージャージーを着用しなければならない。

違反と罰則

交代する競技者がピッチから出る前に交代要員がピッチ内に入った場合、また交代で自分のチームの交代ゾーン以外からピッチ内に入った場合、

- 主審・第2審判はプレーを停止し（アドバンテージを適用できる場合は、即座に止めない）、
- 交代の進め方に違反したことで、主審・第2審判はその交代要員を警告し、ピッチから離れるよう命じる。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、試合は停止したときにボールのあった位置から、相手チームの間接フリーキックにより再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。その交代要員、またそのチームメイトがその他の違反も犯した場合、試合は“フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”（第3条）に基づき再開される。

交代のとき、交代する競技者がフットサル競技規則に規定されていない理由により自分のチームの交代ゾーン以外の場所からピッチを出た場合、

- 主審・第2審判はプレーを停止し（アドバンテージを適用できる場合は、即座に止めない）、
- 交代の進め方に違反したことで、主審・第2審判は、その競技者を警告する。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、試合は停止したときにボールのあった位置から、相手チームの間接フリーキックにより再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

本条に関してその他の違反があつた場合、

- 関係した競技者は、警告される。
- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、試合は停止したときにボールのあった位置から、相手チームの間接フリーキックにより再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。特別なケースについては、試合は“フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”（第3条）に基づき再開される。

競技者、交代要員の退場

競技者がキックオフの前に退場となった場合、登録された交代要員とのみ代わることができる。

キックオフの前、試合開始後にかわらず、登録された交代要員が退場となった場合、誰とも代わることはできない。

3

交代要員は退場になった競技者に代わることができ、退場後2分間完全に経過したときに、タイムキーパー、または第3審判（副審）の承認を得てピッチに入ることができる。ただし、2分間経過する前に得点があった場合はこの限りでなく、その場合は次の条件が適用される。

- 競技者が5人対4人のとき、人数の多いチームが得点した場合、4人のチームは5人目の競技者を補充できる。
- 両チームがともに4人、また3人の競技者でプレーしているときに得点のあった場合は、両チームとも同数の競技者のまととする。
- 5人対3人、または4人対3人の競技者でプレーしているとき、人数の多いチームが得点をした場合、3人のチームは1人だけ競技者を補充できる。
- 人数の少ないチームが得点した場合には、そのままの人数で試合を続ける。

安全

競技者は、自分自身、または他の競技者にとって危険な用具を用いる、あるいはその他のものを身につけてはならない（あらゆる装身具を含む）。

基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである。

- 袖のあるジャージー、またはシャツ – アンダーシャツを着用する場合、その袖の色は、ジャージー、またはシャツの袖の主たる色と同じものでなければならない。
- ショーツ – アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じものでなければならない。ゴールキーパーは、長いトラウザーズを穿くことができる。
- ストッキング – テープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、その色は着用する部分のストッキングの色と同じものでなければならない。
- すね当て
- 靴 – キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質のトレーニングシューズ、または体育館用シューズのタイプのもの

すね当て

- ストッキングによって完全に覆われている。
- ゴム、プラスチック、または同質の適切な材質でできている。
- それ相応に保護することができる。

色

- 両チームは、お互いに、また、主審・第2審判および副審と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、主審・第2審判および副審と区別のつく色の服装をしなければならない。

違反と罰則

本条に関する違反があった場合、

- プレーを停止する必要はない。
- 用具が正しくない競技者は、既に正されている場合を除き、次にボールがアウトオブプレーになったときに、主審・第2審判にピッチから離れて用具を正すように指示される。
- 用具を正すためにピッチを離れるように求められた競技者は、主審・第2審判、または第3審判の承認なくピッチに復帰してはならない。
- 主審・第2審判は直接、または第3審判を通じ、競技者のピッチへの復帰を認める前に用具が正されたことを点検する。
- 交代で退いていない場合、競技者はボールがアウトオブプレー中に、また、ボールがインプレー中の場合は第3審判の管理の下においてのみ、ピッチに戻ることができる。

本条に関する違反によりピッチから離れるように求められた競技者が、交代で退いた場合を除き、主審・第2審判、または第3審判の承認を得ずにピッチに再び入った場合、警告されなければならない。

プレーの再開

警告をするために主審・第2審判がプレーを停止した場合、

- 試合は、主審・第2審判が試合を停止したときにボールがあつた場所から、相手チームの競技者によって行われる間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

用具上の広告

身につけなければならない基本的な用具

身につけなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンや、メッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。身につけなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なスローガンや、メッセージ、あるいはイメージをつけた競技者のチームは、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

アンダーウェア

競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンや、メッセージ、あるいはイメージ、製造者のロゴ以外の広告についているアンダーウェアを見せてはならない。

競技者および競技者のチームが、政治的、宗教的または個人的なスローガンや、メッセージ、あるいはイメージ、製造者のロゴ以外の広告についているアンダーウェアを見せた場合、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

主審・第2審判の権限

試合は、任命された試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審と第2審判の2人の審判員によってコントロールされる。

職権と任務

主審・第2審判は、

- フットサル競技規則を施行する。
- 副審がいる場合は、それらの審判員と協力して試合をコントロールする。
- 使用するすべてのポールを確実に第2条の要件に適合させる。
- 競技者の用具を確実に第4条の要件に適合させる。
- 試合の記録をとる。
- フットサル競技規則のあらゆる違反に対して、主審・第2審判の裁量により試合を停止する。
- 外部からのなんらかの妨害があつた場合、試合を停止する。
- 競技者が重傷を負ったと判断した場合、試合を停止し、確実に負傷者をピッチから退出させる。負傷した競技者は、試合が再開されたのちにのみピッチに復帰できる。
- 競技者の負傷が軽いと判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 負傷によって出血した競技者を確実にピッチから離れさせる。その競技者は、主審・第2審判が直接、または第3審判を通じ止血を確認した後、主審・第2審判の合図を受けてからのみ復帰できる。
- 反則をされたチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを続けさせる。しかし、予期したアドバンテージがそのときに実現しなかつた場合は、そのもととなつた反則を罰する。
- 競技者が同時に2つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。
- 競技者が同時に2つ以上の不正行為を犯した場合、より重大な不正行為を罰する。

- 警告、または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。ただちにこの処置をとる必要はないが、次にボールがアウトオブプレーになったときにその処置をとらなければならない。
- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、さらに主審・第2審判の裁量により、役員をテクニカルエリア、ピッチ周辺から立ち退かすことができる。
- 認められていない者をピッチに入らせない。
- 停止された試合の再開を合図する。
- 本冊子の“主審・第2審判および副審のシグナル”の項にあるシグナルを示す。
- 必要に応じ、本冊子“フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”（第5条一主審・第2審判）の“ボールがインプレー中のポジショニング”の項にあるポジションにつく。
- 関係機関に審判報告書を提出する。報告書には、試合前、試合中、または試合後の、競技者あるいはチーム役員に対する懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。

主審は、

- 副審がいない場合、タイムキーパーおよび第3審判の任務を担う。
- フットサル競技規則のあらゆる違反に対して、その裁量において、試合を一時的に中断し、または中止する。
- 外部からの何らかの妨害があった場合、その裁量において、試合を一時的に中断し、または中止する。

第2審判は、

- 主審に負傷や事故があった場合、主審に代わる。

主審・第2審判の決定

プレーに関する事実についての主審・第2審判の決定は、得点となつたかどうか、また試合結果を含め最終である。

プレーを再開する前、または試合を終結する前であれば、主審・第2審判は、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、また、主審・第2審判の裁量によって副審の助言に基づき、決定を変えることができる。

主審と第2審判の両者が違反に対して合図し、その間に不一致があつた場合、主審の判定が優先される。

第2審判および副審による不法な干渉、または不当な行為があつた場合、主審はその第2審判および副審を解任し、代替を補充し、関係機関に報告書を提出する。

主審・第2審判の責任

主審・第2審判（適用されるものに関しては、副審）は、以下のことに法的な責任を負わない。

- 競技者、役員、または観客のあらゆる負傷
- すべての財産についてのあらゆる損害
- 主審・第2審判のフットサル競技規則による決定、または試合の開催、競技、管理に必要な一般的な進め方に基づく決定によって起きた、あるいは起きたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会、またはその他の団体に対するその他の損失

これらの決定には、以下のものが含まれる。

- ピッチやその周辺の状態、または天候の状態が試合を開催できるかできないかの決定
- なんらかの理由による試合中止の決定
- 試合中に使用するピッチの設備およびポールの適合性に関する決定
- 観客の妨害、または観客席でのなんらかの問題により、試合を停止するかしないかの決定

- 負傷した競技者を治療のためにピッチから退出させるためにプレーを停止するかしないかの決定
- 負傷した競技者を治療のためにピッチから退出させる必要があるかないかの決定
- 競技者がある種の衣服や用具を着用することを認めるか認めないかの決定
- (主審・第2審判の権限が及ぶ場所において、) いかなる者(チーム、またはスタジアムの役員、警備担当者、カメラマン、その他メディア関係者を含む)のピッチ周辺への立ち入りを許可するかしないかについての決定
- フットサル競技規則、またはその試合が行われるFIFA、各大陸連盟、加盟協会およびリーグの規約や規定にある任務に従って主審・第2審判が下したその他の決定

国際試合

国際試合においては、必ず第2審判を置かなければならない。

リザーブ副審

トーナメントあるいは競技会においてリザーブ副審が任命される場合、その役割と任務は本冊子にあるガイドラインに基づくものでなければならない。

副審の権限

2人の副審（第3審判、タイムキーパー）を任命することができ、副審はフットサル競技規則に基づき、その任務を遂行しなければならない。副審は交代ゾーンと同じサイドのピッチ外で、ハーフウェーラインのところに位置する。タイムキーパーはタイムキーパーの机のところに座るが、第3審判は任務遂行のために立っていても座っていてよい。

タイムキーパーと第3審判は、正確な時計（ストップウォッチ）およびファウルの累積を表示するために必要な機器を用いる。試合を行うピッチがあるところの協会、またはクラブが、これらの機器を用意する。

副審が任務を正しく行うために、タイムキーパーの机を設置する。

職権と任務

第3審判は、

- 主審・第2審判およびタイムキーパーを援助する。
- 試合に参加する競技者の記録を取る。
- 主審・第2審判の要求の下、ポールの交換を監視する。
- 交代要員がピッチに入る前に用具を検査する。
- 得点者の番号を記録する。
- チームの役員からタイムアウトの要求があつたとき、タイムキーパーにタイムアウトを知らせる（第7条—試合時間）。
- タイムキーパーが音でタイムアウトの合図をしたとき、所定のシグナルで主審・第2審判および両チームにタイムアウトが与えられたことを知らせる。
- タイムアウトの要求を記録する。
- 前後半それぞれにおいて、主審・第2審判から合図された各チームの累積ファウルを記録する。

- 前後半それぞれにおいて、一方のチームが5つ目の累積ファウルを犯したときに、所定シグナルを示す。
- 前後半それぞれにおいて、一方のチームが5つ目の累積ファウルを犯したとき、タイムキーパーの机の上に表示板を置く。
- 警告された、または退場を命ぜられた競技者、交代要員の氏名、番号を記録する。
- 前後半の前にタイムアウト要求のための用紙を各チーム役員に手渡し、各ハーフで、タイムアウトの要求がなかった場合、各ハーフ後にその用紙を回収する。



For the Game. For the World.

TIME-OUT TEMP MORT TIEMPO MUERTO AUSZEIT タイムアウト

- 退場を命じられた競技者に代わる交代要員がピッチに入場できる時間を示す用紙を各チーム役員に手渡す。



For the Game. For the World.

THE SUBSTITUTE PLAYER WILL BE ABLE TO ENTER THE FIELD OF PLAY, WHEN THERE ARE ____ MINUTE(S) AND ____ SECOND(S) ON THE CHRONOMETER LEFT TO END THE ____ PERIOD.

LE JOUEUR SUBSTITUT POURRA ENTRER DANS LE TERRAIN DE JEU QUAND LE CHRONOMÈTRE INDICHERA ____ MINUTE(S) ET ____ SECONDE(S) AVANT LA FIN DE LA ____ PÉRIODE.

EL JUGADOR SUSTITUTO PODRÁ ENTRAR EN EL TERRENO DE JUEGO CUANDO EL CRONÓMETRO ESTÉ EN EL MINUTO ____ Y SEGUNDOS ____ PARA FINALIZAR EL ____ PERÍODO.

DER ERSATZPIELER KANN DAS SPIELFELD BETRETEN, WENN AUF DER ZEITMESSUNG NOCH ____ MINUTE(N) UND ____ SEKUNDE(N) FEHLEN, UM DIE ____ PERIODE ZU BEENDEN.

交代要員は、前　後　半の試合時間残り____分____秒に
ピッチに入ることができる

- 主審・第2審判の指示の下、用具を正すためにピッチ外に出た競技者の再入場を監視する。
- 主審・第2審判の指示の下、負傷等によりピッチ外に出た競技者の再入場を監視する。
- 警告や退場に関し明らかな誤りがあったときや、主審・第2審判の視野外で乱暴な行為が犯された場合、主審・第2審判に合図する。いずれの場合でも、主審・第2審判は、プレーに関する事実について判断する。
- テクニカルエリアやベンチにいる者の行為を監視すると共に不適切な行動について主審・第2審判に知らせる。
- 外部からの干渉によりプレーが停止された事実および理由について記録する。
- その他、試合に関する情報を提供する。
- 必要に応じ、本冊子の“フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”（第5条—主審・第2審判）にある“ポールがアウトオブプレー”のときのポジショニングの項に示される位置にいるよう求められたとき、その位置にいる。
- 主審、または第2審判に負傷や事故があった場合、第2審判に代わる。

タイムキーパー

- 次により、第7条の規定に基づく試合時間を確保する。
 - キックオフの後に時計(ストップウォッチ)を正しくスタートする。
 - ポールがアウトオブプレーになったとき、時計を止める。
 - キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキック、またはキックオフ、フリーキック、ペナルティマークおよび第2ペナルティマークからのキック、もしくはドロップボールの後、時計を正しく再スタートさせる。
- スコアボードが設置されている場合、得点、累積ファウル、前後半を表示する。
- チームからの要求されたタイムアウトについて、第3審判から知らされた後、主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で合図する。
- 1分間のタイムアウトを計測する。

- 1分間のタイムアウトの終了を、主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で合図する。
- 第3審判から知らされたのち、各チーム5つ目の累積ファウルを、主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で合図する。
- 2分間の競技者退場時間を計測する。
- 前半の終了、試合の終了、延長戦の前後半の終了を、主審・第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で合図する。
- 必要に応じ、本冊子の“フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン”（第5条—主審・第2審判）にある“ポールがアウトオブプレーのときのポジショニング”の項に示される位置にいるよう求められたとき、その位置にいる。
- 第3審判が置かれていないとき、第3審判固有の任務を果たす。
- 試合に関するその他の情報を提供する。

国際試合

国際試合においては、必ず第3審判およびタイムキーパーを置かなければならない。

国際試合において用いられる時計は、必要な機能（正確な時間の計測、4人分の2分間の競技者退場時間を計測する装置、各チームの前後半の累積ファウルモニター）すべてを備えていなければならない。

前後半

主審と両チームとが相互に合意しないかぎり、試合は、前、後半ともに20分間行われる。プレー時間の長さを変更するための合意は、プレーの開始前になされ、また競技会規定に従つたものでなければならない。

前後半の終了

タイムキーパーは、笛やその他の音で前後半（延長の前後半を含む）の終了を知らせる。タイムキーパーの笛やその他の音を聞いた後、主審、第2審判のいずれかが、次の点を考慮しつつ、笛を吹いて前後半、または試合の終了を告げる。

- 累積ファウル6つ目以降の第2ペナルティーマークからのキック、壁なしのフリーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。
- ペナルティーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。

いずれかのゴールの方向にボールがプレーされたとき、主審、第2審判は、タイムキーパーが笛かその他の音を鳴らす前のプレーの行方を見なければならぬ。各ハーフは、次のときに終了する。

- ボールが直接ゴールに入り、得点となつたとき
- ボールがピッチの境界線を越えたとき
- ボールがゴールキーパーまたは他の守備側チームの競技者、ゴールポスト、クロスバー、またはピッチ面に触れた後、ゴールラインを越えた、あるいは得点となつたとき
- 守備側ゴールキーパーまたは他の守備側チームの競技者がボールを止めたとき、またはゴールポスト、クロスバーから跳ね返り、ゴールラインを越えなかつたとき
- 間接フリーキックが行われたのち、ボールが2人目の競技者に触れられて相手競技者のゴールに向かつている場合を除き、ボールをプレーした競技者のチームの競技者がボールに触れたとき
- 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反が犯されず、直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックを再度行う必要がないとき

一方のチームが、各ハーフ5つ目の累積ファウルを犯したのちの直接フリーキックで罰せられる、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、各ハーフは次のときに終了する。

- ボールが直接ゴールに向けてけられなかつたとき
- ボールが直接ゴールに向けてけられて、得点となつたとき
- ボールがピッチの境界線から出たとき
- ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーあるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点となつたとき
- ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点にならなかつたとき
- 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかつたとき

一方のチームが、各ハーフ6つ目の累積ファウルを犯す前に、直接フリーキックで罰せられる違反を犯した場合、各ハーフは次のときに終了する。

- ボールが直接ゴールに向けてけられなかつたとき
- ボールが直接ゴールに向けてけられて、得点となつたとき
- ボールがピッチの境界線から出たとき
- ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーあるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点となつたとき
- ボールが一方の、または両方のゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の守備側チームの競技者に当たり、得点にならなかつたとき
- キックを行うチームの競技者にボールが触れたとき
- 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかつたとき

間接フリーキックで罰せられる違反が犯されたとき、各ハーフは次のときに終了する。

- ボールがけられて移動中に他の競技者に触れられず、あるいは、一方の、または両方のゴールポスト、クロスバーに当たり、直接ゴール入つたとき。この場合は、得点は認められない
- ボールがピッチの境界線から出たとき
- ボールがゴールキーパー、あるいは他の守備側、もしくはキックを行つた競技者以外の攻撃側チームの競技者に当たつたのち、一方の、または両方のゴールポスト、クロスバーに当たつて、得点になつたとき

- ポールがゴールキーパー、あるいは他の守備側、もしくはキックを行った競技者以外の攻撃側チームの競技者に当たったのち、一方の、または両方のゴールポスト、クロスバーに当たって、得点にならなかつたとき
- 直接フリーキック、間接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯されなかつたとき

タイムアウト

チームは、前、後半それぞれ1回、1分間のタイムアウトを要求できる。

タイムアウトには、次の条件が適用される。

- 両チームのチーム役員は、第3審判に対し、または第3審判がいない場合はタイムキーパーに対して、1分間のタイムアウトを配付されたタイムアウト要求用紙を用いて要求することができる。
- タイムキーパーは、タイムアウトを、ポールがアウトオブプレーでタイムアウトを要求するチームがボールを保持しているときに主審・第2審判が用いるものと異なつた音色の笛やその他の音で許可する。
- タイムアウト中、競技者はピッチ内にも、外にもいることができる。競技者は、飲水のためにピッチから離れなければならない。
- タイムアウト中、交代要員はピッチ外にいなければならない。
- タイムアウト中、チーム役員がピッチ上で指示を与えることは認められない。
- 交代は、タイムアウト終了の音や笛ののちに行うことができる。
- チームが試合の前半にタイムアウトを要求しなくても、後半に要求できるタイムアウトは1回のみである。
- 第3審判、タイムキーパーのいずれもがいない場合、チーム役員は主審・第2審判にタイムアウトを要求することができる。
- 延長戦が行われるとき、タイムアウトは取れない。

ハーフタイムのインターバル

競技者には、ハーフタイムにインターバルを取る権利がある。

ハーフタイムのインターバルは、15分間を超えてはならない。

競技会規定には、ハーフタイムのインターバル時間を規定しなければならない。

ハーフタイムのインターバル時間は、主審の同意があった場合にのみ変更できる。

中止された試合

競技会規定に定められていなければ、中止された試合は再び行われる。

試合前

コインをトスし、勝ったチームが試合の前半に攻めるゴールを決める。

他方のチームが試合開始のキックオフを行う。

トスに勝ったチームは、試合の後半開始のキックオフを行う。

試合の後半には、両チームはエンドを替え、反対のゴールを攻める。

キックオフ

キックオフは、プレーの開始、または再開する方法のひとつである。

- 試合開始時
- 得点ののち
- 試合の後半開始時
- 延長戦が行われるとき、その前、後半の開始時

キックオフからは、直接得点することができない。

進め方

- すべての競技者は、ピッチの味方半分内にいなければならない。
- キックオフをするチームの相手競技者は、ポールがインプレーになるまで 3 m 以上ポールから離れる。
- ポールは、センターマーク上に静止していなければならない。
- 主審が合図をする。
- ポールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。

一方のチームが得点したのち、他方のチームがキックオフを行う。

違反と罰則

ボールがインプレーとなって、他の競技者がボールに触れる前にキックを行った競技者がボールに再び触れた場合（手、または腕で触れた場合を除く）、

- 違反が起きたときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーとなって、他の競技者がボールに触れる前にキックを行った競技者がボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反が起きたときにボールがあった位置から行われる直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条—フリーキックの位置を参照）、違反した競技者のチームにファウルが累積される。

8

キックオフの進め方に関して、その他の違反があつた場合、

- キックオフを再び行う。アドバンテージは、適用できない。

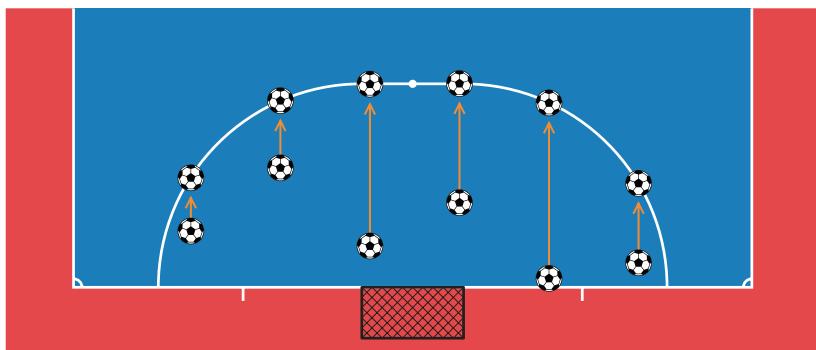
ドロップボール

ボールが依然インプレー中に、主審・第2審判がフットサル競技規則のどこにも規定されていない理由によって一時的にプレーを停止する必要があるとした場合、試合はドロップボールで再開される。また、フットサル競技規則中にドロップボールで再開すると規定されている場合も同様である。

進め方

主審、または第2審判のいずれかは、プレーを停止したときにボールがあつた地点でボールをドロップする。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、プレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールが境界線内のピッチ面に触れたときにプレーが再開される。ボールがピッチ面に触れインプレーになったのち、競技者が触れずにピッチ外に出た場合、最初にボールをドロップした地点と同じ地点でボールをドロップする。



違反と罰則

次の場合、最初にドロップした地点でボールを再びドロップする。

- ボールがピッチ面に触れる前に競技者がボールに触れる。
- ボールがピッチ面に触れたのち、競技者が触れることなくピッチの外に出る。
- ボールがピッチ面に触れる前に、なんらかの違反が侵される。

ボーラーがピッチ面に触れたのち、競技者がどちらかのゴールに向かって一度ボールをけり、ボールが直接：

- 相手競技者のゴールに入った場合、ゴールクリアランスが与えられる。
- その競技者のチームのゴールに直接入った場合、コーナーキックが相手チームに与えられる。

ボーラーがピッチ面に触れたのち、競技者がどちらかのゴールに向かって2度以上ボールに触れ：

- ボールがどちらかのゴールに入った場合、得点が認められる。

ボールアウトオブプレー

ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる。

- ピッチ面、または空中にかかわらず、ボールがゴールライン、またはタッチラインを完全に越えた。
- 主審・第2審判がプレーを停止した。
- ボールが天井に当たる。

ボールインプレー

これ以外、ボールは、次の場合も含めてつねにインプレーである。

- ボールがゴールポスト、またはクロスバーからはね返ってピッチ内にある。
- ボールがピッチ上にいる主審・第2審判からはね返る。

屋内のピッチ

天井の高さは4m以上なければならなく、競技会規定に明記される。

インプレー中にボールが天井に当たった場合、最後にボールに触れたチームの相手チームに与えられるキックインにより試合を再開する。キックインは、ボールが当たった天井下の場所に最も近いタッチライン上から行う（第15条—キックインの位置を参照）。

得点

ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき、その前にゴールにボールを入れたチームがフットサル競技規則の違反を犯していないければ、1得点となる。

攻撃側チームのゴールキーパーが、自分自身のペナルティーエリア内から意図的に手や腕でボールを投げる、または打ち、他の競技者がボールにプレーする、または触れることなく、相手のゴールにボールが入った場合、得点は認められない。試合は、相手チームのゴールクリアランスで再開される。

得点となつた後でプレーが再開される前に、得点した方のチームが規定より多くの数の競技者でプレーしていたことや交代の進め方が正しく行われなかつたことに主審・第2審判が気が付いたとき、得点を認めず、ペナルティーエリア内の任意の地点から行う間接フリーキックを相手競技者に与え、試合を再開しなければならない。

キックオフが行われた後であれば、得点は認められるが、違反した競技者には第3条に基づき対応する。また、その事実について関係者あてに主審・第2審判は報告する。相手チームが得点した場合は、得点は認められなければならない。

勝利チーム

試合中により多く得点したチームを勝ちとする。両チームが同点、または共に無得点の場合、試合は引き分けである。

競技会規定

試合、またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、次の方法のみが勝利チームを決定する進め方として認められる。

- アウェーゴール・ルール
- 延長戦
- ペナルティーマークからのキック

これらの進め方は、本冊子の“試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法”に規定される。

フットサルにオフサイドはない。

ファウルと不正行為はフットサル競技規則の違反であり、次のように罰せられる。

ファウル

ファウルは、直接フリーキック、または間接フリーキックで罰せられる。

直接フリーキックで罰せられるファウル

競技者が次の7項目の反則を不用意に、無謀に、または過剰な力で犯したと主審・第2審判が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者をける、またはけろうとする。
- 相手競技者をつまずかせる。
- 相手競技者に飛びかかる。
- 相手競技者をチャージする。
- 相手競技者を打つ、または打とうとする。
- 相手競技者を押す。
- 相手競技者にタックルする。

次の3項目の反則を犯した場合も、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者を押さえる。
- 相手競技者につばを吐く。
- ボールを意図的に手、または腕で扱う（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。

直接フリーキックは、反則の起きた場所から行う（第13条—フリーキックの位置を参照）。

上記の項目の反則は、累積ファウルである。

ペナルティーキックで罰せられるファウル

ボールがインプレー中に、競技者が自分のペナルティーエリア内で前項の10項目の反則を犯した場合、ボールの位置に関係なく、ペナルティーキックが与えられる。

間接フリーキックで罰せられるファウル

ゴールキーパーが次の4項目の反則を犯した場合、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

- ピッチの自分自身のハーフ内で、4秒を超えてボールを手や腕、または足でコントロールする。
- ボールをプレーしたのち、相手競技者がプレー、または触れていないにもかかわらず、ピッチの自分自身のハーフ内で、味方競技者によって意図的にゴールキーパーに向けてプレーされたボールに再び触れる。
- 自分自身のペナルティーエリア内で、味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされたボールを直接手、または腕で受ける。
- 自分自身のペナルティーエリア内で、味方競技者がキックインしたボールを直接手、または腕で受ける。

競技者が次の項目の違反を犯したと主審・第2審判が判断した場合も、間接フリーキックが相手に与えられる。

- 相手競技者の前で、危険な方法でプレーする。
- 相手競技者の進行を妨げる。
- ゴールキーパーがボールを手、または腕から放すのを妨げる。
- 相手競技者に対して犯した場合直接フリーキックで罰せられることになる9つの反則を味方競技者に対して犯す。
- 第12条およびその他の条において、これまでに規定されていないもので、競技者を警告する、または退場させるためにプレーを停止することになる違反を犯す。

間接フリーキックは、反則の起きた場所から行う（第13条—フリーキックの位置を参照）。

不正行為

不正行為は、警告、または退場によって罰せられる。

懲戒の罰則

イエローカードは、競技者、または交代要員が警告されたことを知らせるために使用される。

レッドカードは、競技者、または交代要員に退場が命じられたことを知らせるために使用される。

競技者および交代要員のみにレッドカード、またはイエローカードが示すことができる。これらのカードは試合開始後、ピッチ上で誰にも分かるように示される。その他の場合、主審、第2審判は、懲戒の罰則を取ることを口頭で競技者、またはチーム役員に伝える。

主審・第2審判は、試合開始前、ピッチの設置された施設に入ったその時からその場所を離れるまで、懲戒の罰則行使する権限を持つ。

ピッチの内外にかかわらず、相手競技者、味方競技者、主審・第2審判、副審、その他の者に対して、警告、または退場となる反則を犯した競技者は、犯した反則の質に従つて懲戒される。

警告となる反則

競技者は、次の7項目の反則を犯した場合、警告される。

- 反スポーツ的行為
- 言葉、または行動による異議
- 繰り返しフットサル競技規則に違反する
- プレーの再開を遅らせる

- コーナーキック、フリーキックまたはキックイン、でプレーが再開されるとき、規定の距離を守らない（守備側競技者）
- 主審・第2審判の承認を得ずピッチに入る、復帰する、または交代の進め方に違反する
- 主審・第2審判の承認を得ず意図的にピッチから離れる

交代要員は、次の4項目の反則を犯した場合、警告される。

- 反スポーツ的行為
- 言葉、または行動による異議
- プレーの再開を遅らせる
- 交代の進め方に違反してピッチに入る

退場となる反則

競技者、または交代要員は、次の7項目の反則を犯した場合、退場を命じられる。

- 著しく不正なファウルプレー
- 乱暴な行為
- 相手競技者、またはその他の者につばを吐く
- 意図的にボールを手、または腕で扱い、相手チームの得点、または決定的な得点の機会を阻止する
(自分のペナルティーエリア内でゴールキーパーが行ったものには適用しない)
- フリーキック、またはペナルティーキックとなる反則で、ゴールに向かっている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする
- 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける

交代要員は、次の反則を行った場合、退場を命じられる。

- 決定的な得点の機会を阻止する

退場を命じられた競技者、または交代要員は、ピッチおよびテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

フリーキックの種類

フリーキックは、直接と間接のいずれかである。

直接フリーキック

シグナル

主審、第2審判のいずれかがキックが行われる方向に向けて一方の腕を水平に伸ばす。ファウルが累積ファウルである場合、他方の手でピッチ面を指し、第3審判とタイムキーパーにそれが累積ファウルとして数えられることをはつきりと知らせる。

ボールがゴールに入る

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる。
- 直接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックが相手チームに与えられる。

累積ファウル

- 累積ファウルは、第12条に規定される直接フリーキックあるいはペナルティキックで罰せられるものである。
- 各チームが犯した前、後半の累積ファウルは、試合記録シートに記録される。
- 主審・第2審判は、そのチームがまだ5つの累積ファウルを犯していない場合で相手チームが決定的な得点の機会を阻止されていない場合、アドバンテージ・ルールを適用することにより、プレーを続けさせることができる。
- 主審・第2審判は、アドバンテージ・ルールを適用した場合、ボールがアウトオブプレーになったときに、すみやかにタイムキーパーと第3審判に所定のシグナルを用いて累積ファウルを示す。
- 延長戦が行われる場合、後半の累積ファウルはそのまま延長戦に持ち越される。

間接フリーキック

シグナル

- 主審・第2審判は、一方の腕を頭上に上げて、間接フリーキックであることを示す。
主審・第2審判は、キックが行われ、そのボールが他の競技者に触れるか、またはアウトオブプレーになるまで、そのまま腕を上げ続ける。

ボールがゴールに入る

- キックされたのち、ゴールに入る前に他の競技者がボールに触れた場合のみ得点となる。
- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールクリアランスが与えられる。
 - 間接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、相手チームにコーナーキックが与えられる。

進め方

直接、間接フリーキックともに、キックが行われるときボールは静止していなければならない。

各チームの累積ファウル6つ目からの直接フリーキック

- フリーキックを行う競技者は、味方競技者にボールをパスすることなく得点を狙ってキックする。
- フリーキックが行われた後、ゴールキーパーがボールに触れるかゴールポストかクロスバーからはね返る、またはピッチの外へ出たのちでなければ、競技者はボールに触れることができない。
- 競技者が相手チームのハーフ、または味方ハーフ内のハーフウェーラインと第2ペナルティーマークを通るハーフウェーラインと平行な仮想ラインで囲まれた地域で、そのチームの6つ目となる累積ファウルを犯した場合、フリーキックは第2ペナルティーマークから行われる。第2ペナルティーマークの位置は第1条に示される。フリーキックは、本冊子の“フリーキックの位置”の項に基づき、行われる。

- 競技者がペナルティーエリア外の、ピッチの味方ハーフ内の10mの仮想ラインとゴールラインとの間で、そのチームの6つ目の累積ファウルを犯した場合、攻撃側チームはキックを第2ペナルティーマークから行うか、違反の起きた場所から行うかを選択する。
- 6つ目の累積ファウルから、前、後半の終了時および延長戦の前、後半の終了時に直接フリーキックのために時間を追加することができる。

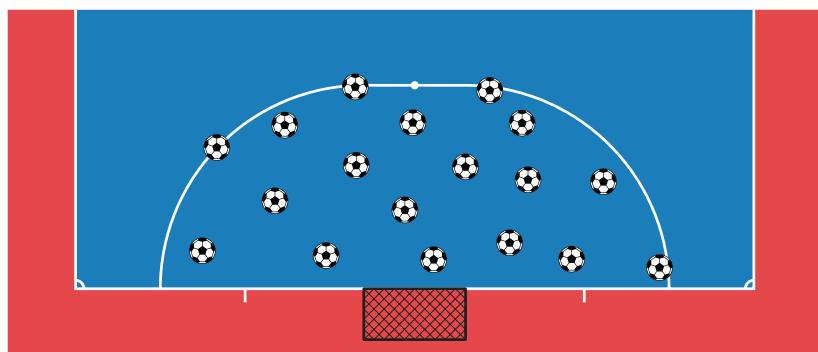
フリーキックの位置

ペナルティーエリア外のフリーキック

- すべての相手競技者は、ポールがインプレーになるまで5m以上ポールから離れなければならない。
- ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。
- フリーキックは、違反の起きた場所、または違反が起きたときにポールのあった位置(違反の種類による)、もしくは第2ペナルティーマークから行われる。

ペナルティーエリア内で守備側チームに与えられた直接、または間接フリーキック

- すべての相手競技者は、ポールがインプレーになるまで5m以上ポールから離れなければならない。
- すべての相手競技者は、ポールがインプレーとなるまでペナルティーエリア外にいなければならない。
- ボールは、ペナルティーエリア外に直接けり出されたときインプレーとなる。
- ペナルティーエリア内で与えられたフリーキックは、そのエリア内の任意の地点から行うことができる。



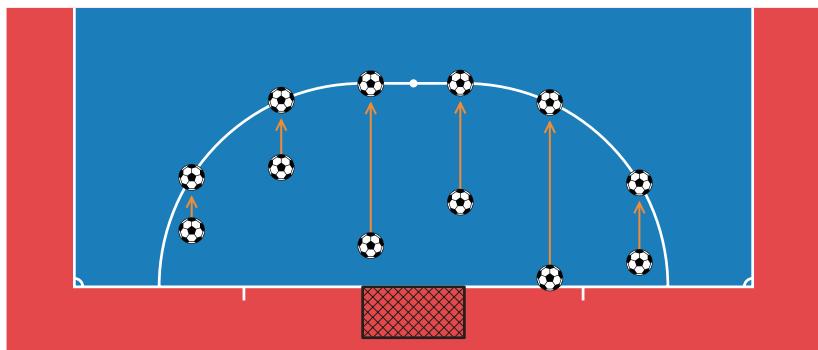
前、後半、それぞれ各チーム累積ファウル6つ目からの直接フリーキック

- 守備側チームの競技者は、フリーキックに対して壁を作れない。
- フリーキックを行う競技者は、正しく特定される。
- ゴールキーパーは自分のペナルティーエリア内にいて、ポールから5m以上離れる。
- 競技者は、ピッチ内にいる。ただしキッカーは、意図的にピッチ外に位置することができる。
- キッカーと守備側ゴールキーパー以外の競技者はペナルティーエリア外で、ポールと同レベルでゴールラインと平行に引かれた仮想ラインの後方にいて、ポールから5m以上離れなければならない。これらの競技者は、キックをする競技者を妨げてはならない。キッカー以外の競技者は、ボールに触れるかプレーされるまで、この仮想ラインを越えてはならない。

攻撃側チームの間接フリーキック

すべての相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ポールから5m以上離れなければならない。

- ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。
- ペナルティーエリア内で与えられた間接フリーキックは、違反の起きたところに最も近いペナルティーエリアライン上の地点で行われなければならない。



違反と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、

- アドバンテージが適用された場合、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯された場合を除き、キックは再び行われ、違反した競技者は警告される。その違反がフリーキックで罰せられるものであった場合、主審・第2審判は元の違反を罰するのか、次に犯された違反を罰するのかを決定する。2番目の違反がペナルティーキック、または直接フリーキックで罰せられるものである場合、違反を犯したチームに対して累積ファウルが記録される。

フリーキックが守備側チームのペナルティーエリア内で守備側チームによって行われるときに、ボールが直接ペナルティーエリア外にけりだされなかつた場合、

- キックは、再び行われる。

フリーキックを行うチームが4秒を超えて時間を費やした場合、

- 主審・第2審判は相手チームに、試合が再開されるはずであつた場所から行われる間接フリーキックを与える（第13条—フリーキックの位置、参照）。

累積ファウル6つ目からのフリーキックで、キックを行う競技者が得点を狙う意図なくキックを行つた場合、

- 主審・第2審判は相手チームに、試合が再開されるはずであつた場所から行われる間接フリーキックを与える。

累積ファウル6つ目からのフリーキックで、事前に特定された競技者の味方競技者がキックを行つた場合、

- 主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告して、ボールがけられたところから行う間接フリーキックを守備側チームに与え、試合を再開する。

ゴールキーパー以外の競技者によるフリーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、キッckerが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、キッckerのチームはファウルを累積される。
- 違反がキッckerのペナルティーエリア内で犯された場合は、ペナルティーキックが与えられ、キッckerのチームはファウルを累積される。

ゴールキーパーによるフリーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、ゴールキーパーのチームはファウルを累積される。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア内で起きた場合は、違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

主審・第2審判が累積ファウル6つ目からの直接フリーキックを行う合図をして、その後ボールがインプレーになる前に、

フリーキックを行う競技者の味方競技者がフットサル競技規則に違反した場合（キッカーが4秒を超える時間を費やした場合を除く）、

- 主審・第2審判は、キックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、試合を違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開させる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

守備側の競技者がフットサル競技規則に違反した場合、

- 主審・第2審判は、キックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が与えられる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックは再び行われる。

守備側、攻撃側両チームの競技者がフットサル競技規則に違反した場合、

- キックは、再び行われる。

主審・第2審判が累積ファウル6つ目からの直接フリーキックを行う合図をして、キックがかけられたのちに、

キッカーが得点を狙ってボールを前方にけらなかつたことが分かつた場合、

- 主審・第2審判はプレーを停止し、試合を反則の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開させる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）。

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

守備側ゴールキーパーがボールに触れる、あるいはボールがゴールポストまたはクロスバーからはね返る、もしくはピッチから出る前に、キッカー以外の競技者がボールに触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

競技者が意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 反則の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 守備側ゴールキーパーを除く守備側競技者が、自分のペナルティーエリア内で反則を犯した場合、ペナルティーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。

ボールが前方に移動中、外的要因がボールに触れた場合、

- キックは、再び行われる。

13
ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストからピッチ内にはね返ったのち、外的要因がボールに触れた場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止する。
- プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。ただし、外的要因がペナルティーエリア内でボールに触れた場合、主審・第2審判のいずれかが、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中、ゴールポスト、クロスバー、または他の競技者に触れる前に破裂した、または欠陥となつた場合、

- キックは、再び行われる。

直接フリーキックを与える10項目の反則のひとつを、自分のペナルティーエリア内でボールがインプレー中に犯したとき、相手チームにペナルティーキックが与えられる。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

前、後半の終了時および延長戦の前、後半の終了時にペナルティーキックのために、時間が追加される。

ボールと競技者の位置

ボールは、

- ペナルティーマーク上に置かれなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、

- 確実に特定されなければならない。

守備側のゴールキーパーは、

- ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいなければならない。

キッカー以外の競技者は、次のように位置しなければならない。

- ピッチの中
- ペナルティーエリア外
- ペナルティーマークの後方
- ペナルティーマークから 5 m 以上離れる

進め方

- 主審、第2審判のいずれかが、競技者が競技規則どおりの位置についていたのち、ペナルティーキックを行うための合図をする。
- ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。
- ボールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。

ペナルティーキックを通常の時間内に行う、あるいは前、後半の時間を追加して行う、または再び行うとき、ボールが両ゴールポスト間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点が与えられる。

- ボールがゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーのいずれか、またはそれらに触れる。

主審・第2審判は、ペナルティーキックがいつ完了したか決定する。

違反と罰則

ペナルティーキックを行う競技者がボールを前方にけらなかつた場合、

- 主審・第2審判はプレーを停止し、ペナルティマークから行う守備側チームの間接フリーキックで試合を再開させる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ペナルティーキックが行われようとしているとき、事前に特定された競技者の味方競技者がキックを行つた場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告して、ペナルティマークから行う守備側チームの間接フリーキックで試合を再開させる（第13条—フリーキックの位置）。

主審・第2審判がペナルティーキックを行う合図をして、ボールがインプレーになる前に、次の状況のひとつが起きた場合、

キックを行う競技者の味方競技者がフットサル競技規則に違反する。

- 主審・第2審判は、キックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかつた場合、主審・第2審判はプレーを停止し、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開させる（第13条—フリーキックの位置）。

守備側競技者がフットサル競技規則に違反する。

- 主審・第2審判は、キックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が与えられる。
- ボールがゴールに入らなかつた場合、キックは再び行われる。

守備側、攻撃側両チームの競技者が競技規則に違反する。

- キックは、再び行われる。

キックが行われたのち、

他の競技者が触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーが意図的にボールを手、または腕で扱つた場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。

ボールが前方に進行中、外的要因がボールに触れた場合、

- キックは、再び行われる。

ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストからピッチ内にはね返つたのち、外的要因がボールに触れる。

- 主審・第2審判は、プレーを停止する。
- プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。ただし、外的要因がペナルティーエリア内でボールに触れた場合、主審または、第2審判のいずれかが、プレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中、ゴールポスト、クロスバー、または他の競技者に触れる前に破裂した、または欠陥となつた場合、

- キックは、再び行われる。

キックインは、プレーを再開する方法のひとつである。

キックインは、ピッチ上、または空中にいかわらず、ポールの全体がタッチラインを越えたとき、もしくはポールが会場の天井に当ったとき、最後にボールに触れた競技者の相手競技者に与えられる。

キックインから直接得点することはできない。

競技者の位置

相手競技者は、

- ピッチ内で、
- キックインを行うタッチライン上の場所から 5 m以上離れなければならない。

進め方

進め方は、次の方法に限る。

- ボールを蹴って、ピッチ内に入れる。

キックインの位置

ボールを蹴る競技者は、

- いずれかの足の一部をタッチライン上、またはタッチライン外のピッチ面につけ、
- ボールがピッチから出た地点、またはピッチ外で、その地点から25cm以内の場所から、必ず静止したボールを蹴る。
- ボールは、蹴る準備ができるから 4 秒以内に蹴る。

ボールは、ピッチに入ったときにインプレーとなる。

違反と罰則

キックインが行われるとき、相手競技者が規定の距離よりボールに近かつた場合、

- キックインは同じチームによって再び行われ、違反した競技者は警告される。ただし、キックを行うチームの相手競技者によって犯された違反がフリーキックやペナルティーキックで罰せられるものであった場合、アドバンテージを適用することができる。

相手競技者がキックインを行う競技者を不正に惑わせたり妨げたりした場合、

- その競技者は、反スポーツ的行為で警告される。

キックインの進め方に関するその他の違反に対して、

- 相手チームの競技者がキックインを行う。

ゴールキーパー以外の競技者によるキックイン

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキックインを行った競技者がボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキックインを行った競技者が意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条—フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 違反がキックインを行った競技者のペナルティーエリア内で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられ、その競技者のチームにファウルが累積される。

ゴールキーパーによるキックイン

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア内で起きた場合は、違反の起きた地点に最も近いペナルティーエリアライン上から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ゴールクリアランスは、プレーを再開する方法のひとつである。

ゴールクリアランスは、ピッチ上、または空中にかかわらず、最後に攻撃側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかったときに与えられる。

ゴールクリアランスからは、直接得点することができない。

競技者の位置

相手競技者は、

- ボールがインプレーになるまで、ピッチ内のゴールクリアランスが行われるペナルティーエリア外にいなければならない。

進め方

- ボールは、ペナルティーエリア内の任意の地点から守備側チームのゴールキーパーによって投げられる。
- 守備側チームのゴールキーパーは、ゴールクリアランスを行う準備ができるから4秒以内に行う。
- ボールは、守備側チームのゴールキーパーによってペナルティーエリア外に直接投げ出されたときインプレーとなる。

違反と罰則

ゴールクリアランスからボールが直接ペナルティーエリア外に投げ出されなかつた場合、

- ゴールクリアランスは再び行われるが、4秒のカウントはリセットされず、ゴールキーパーがゴールクリアランスの準備ができるから、続けてカウントされる。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条—フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア内で起きた場合は、違反の起きた地点に最も近いペナルティーエリアライン上から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになったのち、相手競技者がプレーしていない、または触れていないにもかかわらず、ゴールキーパーがピッチの自分自身のハーフ内で、味方競技者によって意図的にゴールキーパーに向けてプレーされたボールに再び触れた場合、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ゴールクリアランスが4秒以内に行われなかつた場合、

- 違反の起きた地点に最も近いペナルティーエリアライン上から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ペナルティーエリア内にいる攻撃側競技者がゴールクリアランスに干渉した場合、

- 攻撃側競技者がボールに触れた、またはゴールクリアランスが正しく行われるのを妨害した場合、ゴールクリアランスは再び行われる。

本条に関して、その他の違反があつた場合、

- ゴールクリアランスは、再び行われる。違反がゴールクリアランスを行うチームの競技者によって犯された場合、4秒のカウントはリセットされず、ゴールキーパーがゴールクリアランスの準備ができてから、続けてカウントされる。

コーナーキックは、プレーを再開する方法のひとつである。

コーナーキックは、ピッチ上、または空中にかかわらず、最後に守備側競技者が触れたポールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかつたときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。

ボールと競技者の位置

- ボールは、ゴールラインを越えた地点に最も近い方のコーナーアークの中に置かなければならない。

相手競技者は、

- ボールがインプレーになるまで、ピッチ内で、コーナーアークから 5 m以上離れなければならない。

進め方

- 攻撃側チームの競技者がボールをけらなければならない。
- キックを行う競技者は、キックの準備ができてから 4 秒以内に行わなければならない。
- ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。

違反と罰則

コーナーキックが行われるとき、相手競技者が規定の距離よりもコーナーアークに近かつた場合

- コーナーキックは同じチームによって再び行われ、違反した競技者は警告される。ただし、キックを行うチームの相手競技者によって犯された違反がフリーキックやペナルティーキックで罰せられるものであった場合、アドバンテージを適用することができる。

相手競技者がコーナーキックを行う競技者を不正に惑わせたり妨げたりした場合、

- その競技者は、反スポーツ的行為で警告される。

コーナーキックが 4 秒以内に行われなかつた場合、

- ゴールクリアランスが相手チームに与えられる。

進め方およびボールの位置に関するその他の違反に対して、

- キックは、再び行われる。違反がキックを行うチームの競技者によって犯された場合、4秒のカウントはリセットされず、キッカーがキックの準備ができるから、続けてカウントされる。

ゴールキーパー以外の競技者によるコーナーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 違反がキッカーのペナルティーエリア内で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられ、その競技者のチームにファウルが累積される。

ゴールキーパーによるコーナーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手、または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手、または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられ（第13条一フリーキックの位置を参照）、その競技者のチームにファウルが累積される。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリア内で起きた場合は、違反の起きた地点に最も近いペナルティーエリアライン上から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条一フリーキックの位置を参照）。

アウェーゴール、延長戦およびペナルティーマークからのキックは、試合が引き分けに終わったのち、勝者となるチームを決めることが競技会規定によって要求されているときに勝者を決定する三つの方法として認められているものである。延長戦およびペナルティーマークからのキックは、試合の一部ではない。

アウェーゴール

競技会規定には、ホームアンドアウェー方式で競技する場合で第2戦後に合計ゴール数が同じであるとき、アウェーのピッチで得点したゴール数を2倍に計算する規定を設けることができる。

延長戦

競技会規定には、それぞれ3分間または5分間を超えない範囲で前、後半同じ時間の延長戦を設けることができる。これには、第8条の条件が適用される。競技会規定には、延長戦の前、後半の時間を明記しなければならない。

ペナルティーマークからのキック

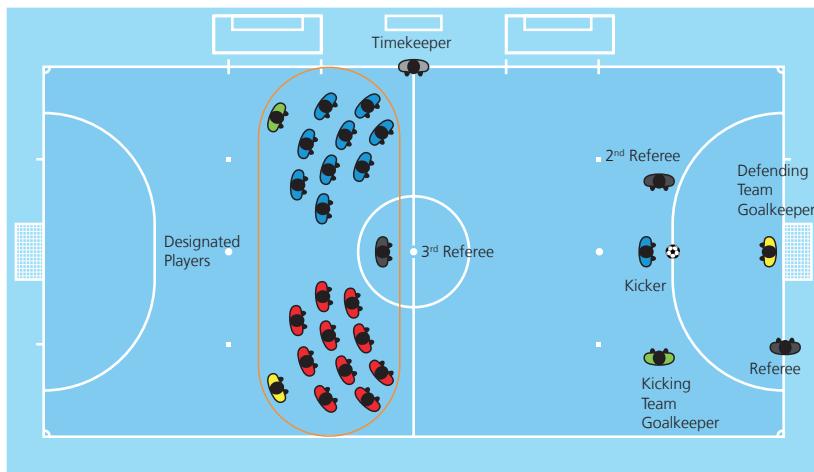
競技会規定には、次の規定される進め方に基づき行われるペナルティーマークからのキックを設けることができる。

進め方

- 主審は、キックを行うゴールを選ぶ。
- 主審はコインをトスし、トスに勝ったキャプテンのチームが先にけるか後にするかを決める。
- 主審、第2審判、第3審判およびタイムキーパーは、キックの記録をつける。
- 次の条件に従って、両チームが3本ずつのキックを行う。
 - キックは、両チーム交互に行われる。
 - 両チームが3本のキックを行う以前に他方が3本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない。

- 3本ずつのキックを行った後両チームの得点が同じ場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、交互の順序を変えることなく、キックは続けられる。
- すべての競技者、交代要員にキックを行うことが認められる。
- ペナルティーマークからのキックの進行中、ゴールキーパーはどの競技者とでも交代することができる。
- それぞれのキックは異なる競技者によって行われる。キックを行う資格のある競技者の全員が、それぞれ2本目のキックを行う前に、最初のキックを行わなければならぬ。
- キックを行う資格のある競技者は、主審に通知するとともに、用具が正しければ、ペナルティーマークからのキックの進行中にいつでもゴールキーパーと入れ替わることができる。
- ペナルティーマークからのキックの進行中、ゴールキーパーを含め、キックを行う資格のある競技者と主審、第2審判および第3審判のみがフィールドの中にいることが認められる。
- キッカーと両ゴールキーパー以外、すべてのキックを行う資格のある競技者は、第3審判とともにキックの行われている反対側のハーフ内にいなければならない。
- キッカーの味方競技者のゴールキーパーはピッチ内で交代ゾーンの反対側にペナルティーマークと同じレベルでマークから5m以上離れなければならない。
- 他に規定されていない限り、フットサル競技規則の解釈および審判員のためのガイドラインがペナルティーマークからのキックが行われるときにも適用される。
- 試合が終了し、ペナルティーマークからのキックを行う前に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない。チームのキャプテンは、除外するそれぞれの競技者の氏名と背番号を主審に通知しなければならない。
- 相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない場合、そのチームはゴールキーパーを、ペナルティーキックを行う資格ある競技者から除外することができる。
- 相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らすために除外された（例えばテクニカルエリアにいる）ゴールキーパーは、いつでもゴールキーパーと交代することができる。

- ペナルティマークからのキックを開始する前に、主審はピッチの反対ハーフ内に両チームの同数のキックを行う資格のある競技者がとどまっていることを確認しなければならない。

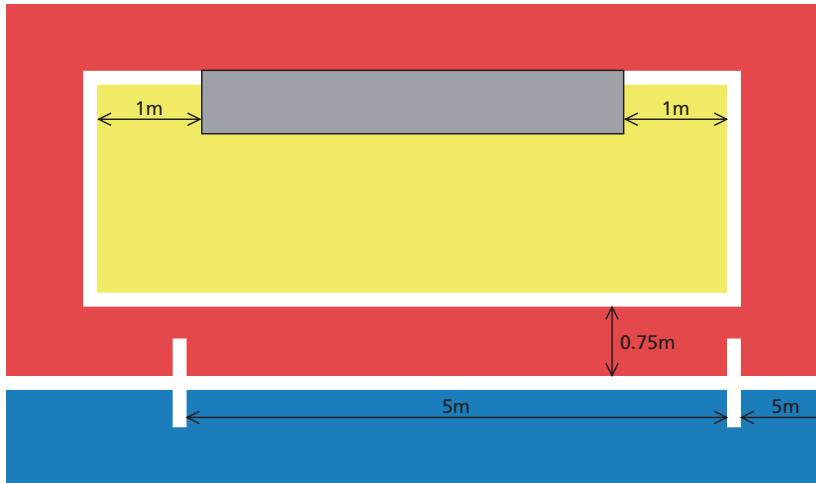


テクニカルエリアは、テクニカルスタッフと交代要員のための特別なエリアである。

テクニカルエリアの大きさや位置は施設によって異なるが、以下の点を一般的な指針としてここに示す。

- テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1m、前方にタッチラインから75cmの範囲である。
- テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをすることが勧められる。
- テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- テクニカルエリアに入ることのできる者の氏名は、競技会規定に従って試合開始前に特定される。
- その都度ただ1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができ、立ち続けていることができる。
- トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため、また競技者の搬出を行うために主審・第2審判からピッチに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、競技者や主審・第2審判の動きを邪魔しないよう、責任ある態度で行動しなければならない。

- 交代要員およびフィットネスコーチは、競技者や主審・第2審判の動きを邪魔せず、責任ある態度で行動する限り、ウォーミングアップのために設けられたエリアでウォームアップすることができる。



リザーブ副審は、

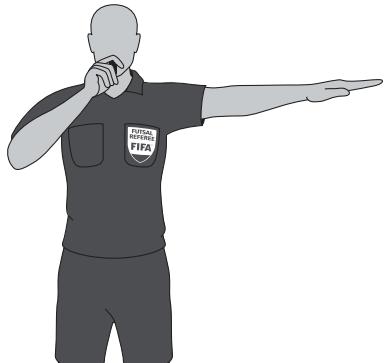
- 競技会規定に基づいて任命することができ、審判員のいずれかがその職務を続行することができなくなった場合、タイムキーパーに代わる他、常に審判員を援助する。
- 主審・第2審判によって要請された試合前、中、後の管理上の任務を援助する。
- 試合が終了したのち、主審・第2審判が見えなかつた不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出しなければならない。リザーブ副審は、作成した報告書について主審・第2審判に知らせなければならない。
- 試合前、中、後に起きたすべての出来事について記録する。
- 何か事故等の発生で必要になった場合のため、手動のバックアップ・ストップウォッチを携帯する。
- 副審の横ではないが、どこか分かりやすい場所に位置する。

審判員は、下記のシグナルを示さなければならない。

主審、第2審判のうち1人が示すものと、両審判員が同時に示すものがあることに留意すること。

副審は、タイムアウトと5つ目の累積ファウルのシグナルをしなければならない。

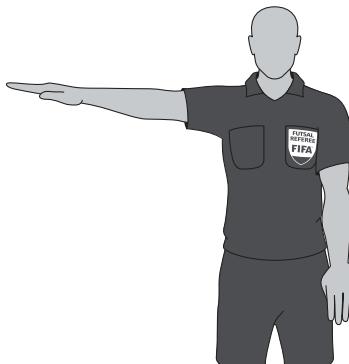
1人の審判が示すシグナル



キックオフ/プレーの再開



直接フリーキック/ペナルティーキック





キックイン（1）



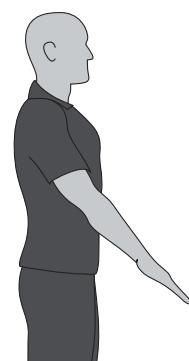
キックイン（2）



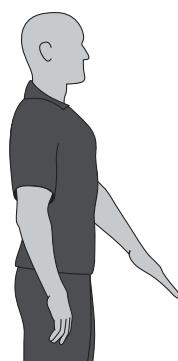
コーナーキック（1）



コーナーキック（2）



ゴールクリアランス（1）



ゴールクリアランス（2）



タイムアウト



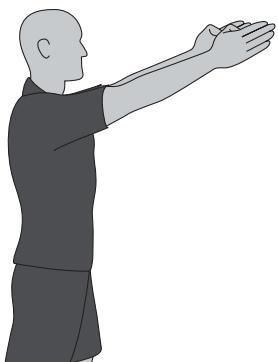
4秒のカウント（1）



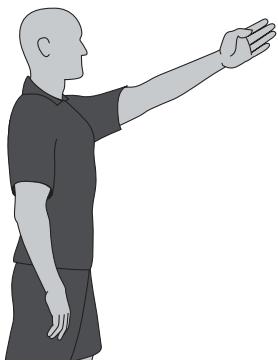
4秒のカウント（2）



累積ファウル5つ目



累積ファウルのアドバンテージ



累積しないファウルのアドバンテージ

アドバンテージ適用後の
累積ファウル（1）アドバンテージ適用後の
累積ファウル（2）



アドバンテージ適用後の
累積ファウル（3）



アドバンテージ適用後の
累積ファウル（4）



警告（イエローカード）



退場（レッドカード）



間接フリーキック



競技者の背番号 - 1



競技者の背番号 - 2



競技者の背番号 - 3



競技者の背番号 - 4



競技者の背番号 - 5



競技者の背番号 - 6



競技者の背番号 - 7



競技者の背番号 - 8



競技者の背番号 - 9



競技者の背番号 - 10



競技者の背番号 - 11



競技者の背番号 - 12



競技者の背番号 -13



競技者の背番号 -14



競技者の背番号 -15



ゴール



オウンゴール（1）



オウンゴール（2）

両審判員が試合再開のときに示すシグナル

間接フリーキック

副審のシグナル

タイムアウト



累積ファウル5つ目



Interpretation
of the Futsal Laws
of the Game and
Guidelines for Referees

**フットサル競技規則の解釈と
審判員のためのガイドライン**

ピッチの表面

試合は、競技会規定に基づき、平らなピッチ面で行われなければならない。

1

人工芝

FIFA加盟協会の代表チーム、またはクラブチームの国際競技会の試合において、人工芝の使用は認められない。

ピッチのマーキング

ピッチを破線でマークすることは、認められない。

競技者がピッチに許可されていないマークをつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に主審・第2審判が見つけた場合、アドバンテージが適用できなければプレーを停止し、違反した競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならず、プレーが停止されたときにポールがあった位置から相手チームの間接フリーキックでプレーを再開するよう命じなければならない（第13条—フリーキックの位置を参照）。

第1条に規定されているラインだけをピッチに描くように努力すべきである。しかし、フットサルは通常その他のスポーツに対応した会場でプレーされるため、フットサル以外のスポーツのためのラインがあつても、競技者や審判員に混乱を招かない限り、認められなければならない。

ペナルティーエリア内の第2ペナルティーマークから5mのところに、第2ペナルティーマークからのキックを行う間に守備側ゴールキーパーが離れなければならない距離を示すためのライン、またはマークをつけることができない。

ゴール

クロスバーが移動した、または破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代わりにロープを使用することは認められない。クロスバーが修復できた場合、プレーが停止されたときにボールがあつた位置からドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審・第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

安全

競技会規定は、参加者の安全を確保するためピッチの境界線（タッチラインとゴールライン）と観客の前のフェンスとの間の距離について規定する。

ピッチ上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者、または審判員に混乱を与える、またフットサル競技規則に規定される境界線がはつきり見えるのであれば、ピッチ面上の広告は認められる。

ゴールネット上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者、または審判員に混乱を与えないのであれば、ゴールネット上の広告は認められる。

テクニカルエリア内の広告

大会規定で禁止していない限り、テクニカルエリア内にいる者、第3審判、または主審・第2審判に混乱を与えないのであれば、テクニカルエリア床面上の広告は認められる。

ピッチ周辺の商業的広告

立型の広告は、少なくとも、

- すべての（立型の）広告の設置が禁止されているテクニカルエリアおよび交代ゾーンを除き、タッチラインから1m（1ヤード）。
- ゴールライン側については、ゴールネットの奥行と同じ長さ。
- ゴールネットからは1m（1ヤード）離す。

*FIFAは、“テクニカルエリアおよび交代ゾーンにおいて、平面の広告掲載は認められるが、立型の広告については認められない”と解釈するとしている。

追加のボール

試合中に、追加的に使用されるボールはピッチの外に配置することができるが、第2条の条件を満たしており、その使用は主審・第2審判のコントロール下にあるものとする。

2

試合球以外のボールがピッチに入った場合

ボールがインプレー中、試合球以外のボールがピッチに入り、プレーの邪魔になった場合、主審・第2審判は試合を停止しなければならない。試合は、プレーが停止されたとき、ボールがあつた位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中、試合球以外のボールがピッチに入ったがプレーの邪魔にならなかつた場合、主審・第2審判は、できるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。

破裂または欠陥が生じたボール

ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たつて破裂し、または欠陥が生じ、その後ゴールに入った場合、得点が与えられる。

交代の進め方

- 交代は、タイムアウト中を除き、ボールがインプレー中もしくはアウトオブプレー中にかかわらず、行うことができる。
- 交代して退く競技者は、ピッチの外に出るのに主審、または第2審判の承認を得る必要はない。
- 主審・第2審判は、交代要員がピッチに入るのを許可する必要はない。
- 交代要員は、交代によって退く競技者がピッチの外に出てからピッチに入る。
- 交代して退く競技者は、主審・第2審判の許可を得てすでにピッチの外に出ている場合や第3条、もしくは第4条に規定される理由がある場合を除いて、自分のチームの交代ゾーンからピッチを出る必要がある。
- 例えば交代要員の用具が適切でない場合など、ある状況下では交代が承認されない場合もある。
- 自分のチームの交代ゾーンからピッチに入らず、交代の進め方を完了していない交代要員は、交代の進め方を完了するまで、キックインやコーナーキックなどを行ってプレーを再開することができない。
- 交代されようとした競技者がピッチを出ることを拒んだ場合、交代を認められない。
- ハーフタイムのインターバル中や延長戦の前半、または後半前に交代が行われる場合、交代要員は第3審判に、第3審判がない場合、主審に知らせてから、交代ゾーンを通ってピッチに入ることができる。

ピッチ上の部外者

外的要因

試合開始前に、競技者リストに競技者または交代要員として記載されていない者で、チーム役員でもない者は、外的要因とみなされる。

外的要因がピッチに入った場合、

主審・第2審判は、プレーを停止しなければならない（ただし、外的要因がプレーに干渉していなかった場合、ただちに停止しない）。

主審・第2審判は、その外的要因をピッチやその周囲から離れさせなければならない。

- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

3

チーム役員

チーム役員がピッチに入った場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止しなければならない（ただし、チーム役員がプレーに干渉していなかつた場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない）。
- 主審・第2審判は、そのチーム役員をピッチから離れさせなければならない。また、そのチーム役員の行動が無責任なものであるとき、ピッチやその周辺から離れさせなければならない。
- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

退場した競技者

退場した競技者がピッチに入った場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止しなければならない。ただし、退場した競技者がプレーに干渉していなかつた場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 主審・第2審判は、その退場した競技者をピッチやその周辺から離れさせなければならない。
- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ピッチ外の競技者

不適当な用具や衣服を正しくするため、負傷や出血の治療のため、また、衣服に血液が付いているため、もしくはその他の理由で主審・第2審判の承認を得てピッチを離れたのち、主審・第2審判の承認なく競技者がピッチに復帰した場合、主審・第2審判は、次のように対応しなければならない。

- プレーを停止する。ただし、アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 主審・第2審判の承認なくピッチに入つたことで、競技者を警告する。
- 必要があれば、競技者にピッチを出るよう命じる（例えば、第4条の違反）。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーは、次により再開されなければならない。

- その他の違反がなければ、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックで（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 競技者が第12条に違反していたならば、第12条に従つて。

3

主審・第2審判の承認を得てピッチ外にいた競技者が、主審・第2審判、または第3審判の承認なくピッチに復帰し、またさらに警告となる別の違反をした場合、例えば、競技者が主審・第2審判または第3審判の承認なくピッチに入り、無謀な方法で相手競技者をつまずかせた場合、主審・第2審判はその競技者を2つの警告に値する違反を犯したことで退場させる。この違反を過剰な力をもつて犯したならば、ただちに退場が命じられる。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、第12条に従つて再開されなければならない。

競技者が偶発的にピッチの境界線を越えた場合、違反を犯したとはみなされない。競技者がプレーの動きの一部としてピッチから出た場合、違反を犯したとはみなされない。

交代要員

交代要員がピッチに入る際、交代の進め方に違反した場合、または交代要員のチームが1人追加してプレーするようにした場合、主審・第2審判は、副審の援助を受けつつ、次のガイドラインを遵守して対応しなければならない。

- プレーを停止する。ただし、アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 交代要員のチームが1人の競技者を追加してプレーした場合、または交代の進め方に違反し交代が正しく行われなかつた場合、その交代要員を警告する。
- 交代要員が相手チームの得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、その交代要員を退場させる。交代要員が交代の進め方の違反でピッチに入つた結果その反則が犯されたものであろうと、交代要員を追加し競技者数を多くしてプレーした結果犯されたものであろうと、交代要員のチームの競技者は減らす。後者の場合、交代要員に退場が命じられるだけでなく、そのチームは、もう一人の競技者もピッチから離れなければならなく、競技規則第3条“競技者、交代要員の退場”の項の規定に基づき、新たに競技者を追加できるまで競技者を1人少なくして競技することになる。

- 交代要員が交代の進め方に違反した場合で、その違反後、最初にプレーが停止されるまでにピッチ外に出て行ていなければ、その停止のときに交代の進め方を正しく行うため、交代要員はピッチの外に出なければならない。また、交代要員のチームが1人競技者を追加してプレーしていた場合、テクニカルエリアへ戻るため、その交代要員は、ピッチの外に出て行かなければならない。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームがボールを保持したならば、プレーを停止し、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から相手チームの間接フリーキックで再開する。
- アドバンテージを適用した後、相手チームが違反を犯したため、またはボールがピッチから出たためプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から交代要員の相手チームの間接フリーキックで再開する。必要に応じて、交代要員の相手チームが犯した違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームの別の競技者が、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、交代要員のチームを直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、またはペナルティーキックによって罰する。必要があれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- 交代要員が交代の進め方に従わなかつたが、アドバンテージを適用し、その後、交代要員が直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、交代要員のチームを直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、またはペナルティーキックにより罰する。また、必要あれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームが1人多くプレーし、この追加的な競技者が直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、この競技者のチームを、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）からの直接フリーキックによって罰する。必要があれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。

試合開始前に、主審・第2審判、または副審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がピッチに入った場合：

- 主審・第2審判は登録された交代要員を続けて試合に参加することを認める。
- 登録された交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

交代要員がピッチに入る前に退場となる反則を犯した場合、その交代要員のチームの競技者数は減らされず、別の交代要員、または反則を犯した交代要員が入れ替わろうとしていた競技者がピッチに入ることができる。

ピッチから出ることが認められる場合

通常の交代に加え、次の状況下においては、競技者は主審・第2審判の承認なくピッチから離れることができる。

- ボールをプレーしようとする、またはドリブルで相手競技者を抜いて有利な位置に入ろうとするなどのプレーの動きの一部としての離脱であり、ただちにピッチへ戻ろうとするとき。しかし、ピッチを出てから復帰する前に、相手チームを騙す目的でゴールの裏を通ることは認められない。それが行われた場合、アドバンテージを適用できなければ、主審・第2審判はプレーを停止する。プレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から間接フリーキックで再開しなければならない。その競技者は主審・第2審判の承認なくピッチを出たことで警告される。
- 負傷のため、負傷した競技者は、交代で退かない場合、ピッチに復帰するため主審・第2審判、または第3審判から承認を得る必要がある。その競技者が負傷によって出血している場合、その競技者はピッチに復帰する前に止血していなければならず、主審・第2審判、または第3審判から確認されなければならない。
- 交代で退かず、用具を正しくする、または装着し直すため、ピッチ外に出た競技者はピッチに復帰するために主審・第2審判から承認を得る必要がある。主審・第2審判、または第3審判は、その競技者が試合に復帰する前にその競技者の用具を確認しなければならない。

ピッチから出ることが認められない場合

競技者が主審・第2審判の承認なくピッチから離れ、その理由がフットサル競技規則に認められていないものである場合、アドバンテージが適用できないのならば、タイムキーパー、または第3審判は、主審・第2審判に音で知らせる。プレーを停止する必要がある場合、主審・第2審判は違反した競技者のチームを、違反が犯されたときにボールのあつた位置（第13条—フリーキックの位置を参照）からの間接フリーキックによって罰する。アドバンテージを適用する場合、次にプレーが停止したときに音で合図しなければならない。その競技者は、意図的に主審・第2審判の承認なくピッチを出たことで警告される。

最少競技者数

どちらかのチームが3人未満の場合、試合を開始することができないとしているが、試合を行う上での競技者と交代要員を含めた最少競技者数については加盟協会の裁量に任せられている。

いずれかのチームが3人未満となつた場合、試合を続けることはできない。

1人以上の競技者が意図的にピッチを去つて3人未満となつた場合、主審・第2審判はあえてプレーをただちに停止する必要はなく、アドバンテージを適用することもできる。このような場合で、プレーを停止したのち、一方のチームが最少競技者数である3人未満の場合、主審・第2審判はプレーを再開させてはならない。

負傷した競技者

負傷した競技者がいた場合、主審・第2審判は、次のガイドラインを遵守しなければならない。

- 主審・第2審判は、競技者の負傷が軽いと判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 主審・第2審判は、競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。
- 主審・第2審判は、負傷した競技者に質問をしたのち、競技者の負傷程度を判断し、競技者の安全を確保して迅速にピッチから退出させるため、1名、または最大2名のドクター等のピッチへの入場を認めることができる。
- 担架搬送者は、主審の合図を受けてから、担架をもってピッチに入る。
- 主審・第2審判は、負傷した競技者をピッチから安全かつ迅速に運び出されるよう配慮する。
- 競技者は、ピッチ内での治療が必要なほど負傷が深刻な場合を除き、ピッチ内で治療を受けることができない。
- 負傷により出血している競技者は、ピッチから離れなければならない。主審・第2審判が、止血を十分に確認するまで、その競技者はピッチに復帰することができない（第3審判が止血を確認するが、その競技者が交代で退かない場合、主審・第2審判がその競技者の復帰を認めなければならない）。競技者は、血液のついた衣服を身に付けることは許されない。
- 主審・第2審判がドクター等のピッチへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗つて、または歩いて、すぐさまピッチから離れなければならない。競技者が拒んだ場合、プレーの再開を遅らせたとして警告されなければならない。その競技者がピッチを離れるまで、プレーは再開されない。
- 負傷した競技者は、交代ゾーン以外の場所を通じてピッチから離れることができる。その競技者はピッチのどの境界線からでも出ることができる。
- 負傷した競技者は交代で退くことができるが、交代要員は負傷した競技者がピッチから離れたのちに交代ゾーンを通じて入場しなければならない。
- 負傷した競技者が交代で退かない場合、プレーが再開したのちにピッチに復帰することができる。
- 負傷した競技者が交代で退かない場合、ボールがインプレー中、タッチラインからピッチに復帰することができる。ボールがアウトオブプレーのとき、境界線（ゴールラインおよびタッチライン）を通じてピッチに入場できる。

- 負傷した競技者が交代で退かない場合、ボールがインプレーかアウトオブプレーにかかわらず、主審・第2審判だけがその競技者のピッチへの復帰を認めることができる。ボールがインプレー中で、その競技者のいる前のスペースでプレーが展開されている場合、ピッチに入ることは認められない。
- 第3審判によって復帰の準備ができていると確認されたならば、主審・第2審判は負傷した競技者に復帰の承認を与えることができる。
- その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷がフトサル競技規則の違反に起因していないのであれば、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止し、プレーを停止したときにボールがあつた位置でドロップボールにより再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、プレーを停止したときにボールのあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。
- イエロー、またはレッドカードを提示しようとした負傷した競技者が治療のためピッチを離れなければならなくなつた場合、主審・第2審判はその競技者がピッチを離れる前にカードを提示しなければならない。
- 負傷した競技者が治療を受けているとき、その競技者に対してカードを提示することはできない。その競技者が治療を終了した後、プレーが再開される前にカードを提示する。競技者が担架に乗つてピッチから離れなければならない場合、その競技者がピッチを出る前にカードを提示する。
- 第3審判は、主審・第2審判が負傷した競技者と入れ替わる交代要員、または負傷した競技者にピッチへ入場する承認を与えるのを援助する。

この規定の例外は、次の場合にのみ適用される。

- ゴールキーパーが負傷したとき。
- ゴールキーパーとその他の競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- 重篤な負傷が発生したとき（例えば、舌が気道を塞ぐ、脳や心臓の震盪、脚の骨折、腕の骨折など）。

休憩

主審・第2審判は、競技者が、タイムアウト、または試合の停止中、ピッチが濡れないよう、ピッチの外においてのみ飲水することを認める。液体の入った袋やその他の容器をピッチへ投げ込むことは認められない。

退場となる競技者

- 競技者が2度目の警告となる違反、または即退場になる違反を犯したのちアドバンテージが適用され、退場を命じられる前にその競技者のチームが得点された場合、違反は得点される前に犯されたので、その競技者のチームの競技者数は減らされない。
- ハーフタイムのインターバル中、または延長戦の前半か後半の開始前、競技者が退場となる反則を犯した場合、その競技者のチームは後半、または延長戦の前半か後半を1人少ない競技者で開始する。

基本的な用具

色

- 両チームのゴールキーパーのジャージー（シャツ）が同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

靴が偶発的に脱げてしまった直後に競技者がボールをプレーし得点をした場合、違反は犯されていないので、得点を認める。

4

その他の用具

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。

衣服、または用具はすべて主審・第2審判によって検査され、危険ではないと判断されていなければならない。

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど最新の保護用具は柔らかく、軽いパッドが入ったものでできており危険であるとみなされないので、身につけることができる。

ヘッドカバーを着用する場合、それは：

- 黒または、ジャージーまたはシャツの主たる色と同じでなければならない。（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）
- 競技者の用具として、見苦しくない外見であること
- ジャージーまたはシャツと一体となっていてはならない
- 着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首の首周りが閉閉する構造となっている）であってはならない
- 表面から突き出ている部分（突起物）があつてはならない

スポーツめがねは、競技者を傷つけないものであれば、認められる。

衣服や用具が試合の始まるときに検査され危険でないと判断されたが、試合中に危険になつた、または危険な方法で使用された場合、その後の使用は認められない。

競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の電子通信システムの使用は、認められない。

装身具

すべての装身具（ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革できたバンド、ゴムできたバンドなど）は厳しく禁止されており、競技者や交代要員は、試合が始まると前にそれらを外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

主審、第2審判、および副審（第3審判、タイムキーパー）も装身具を身に付けることはできない（タイムキーパーが不在の場合、主審は時計や試合時間を計測する同様の機器を身につけることが認められる）。

4

競技者の背番号

競技会規定は競技者の背番号について規定しなければならず、通常は1から15が使用され、1番はゴールキーパーのために用意される。

競技会の主催者は、審判員が15より大きい数をシグナルするのは不可能であることを留意しなければならない。

競技者の背番号は背中に見えるように記載されなければならず、ジャージー（シャツ）の主たる色から見分けがつかなければならない。競技会規定は、背番号の大きさ、競技者が身につけるその他の基本的な用具に記載する背番号の大きさ、またそれが必ず守らなければならないかどうかを規定しなければならない。

懲戒の罰則

試合が始まる前に、競技者と交代要員は、認められていない衣服や装身具を確かに身につけていないことを確認されなければならない。第3審判は、交代要員がピッチに入る前に、さらに目で見て確認する。プレー中に認められていない衣服や装身具を競技者が着用しているのを発見した場合、主審・第2審判は、

- その競技者に問題となるものを外すよう伝えなければならない。
- 外すことができない、またはそれを拒んだ場合、次に競技が停止されたとき、ピッチから離れるよう命じなければならない。
- 競技者が拒んだ場合やそのものを外すよう言われたにもかかわらず再び身に付けていることが発見された場合、競技者を警告しなければならない。

4

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにポールがあつた位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられなければならない（第13条—フリーキックの位置を参照）。

職権と任務

フットサルはボールを競い合うスポーツであり、競技者同士の身体的接触は自然のもので、試合の一部として受け入れられるべきものであることを、審判員は理解しなければならない。しかし、競技者がフットサルの競技規則およびフェアプレー精神の基本原則を尊重しない場合、主審・第2審判はそれらを確実に遵守するよう適切な措置をとらなければならない。

主審・第2審判は、何らかの不具合により照明が不適当だと判断した場合、試合を一時的に中止しなければならない。不具合が修復できない場合、試合を中止する。

観客から投げられたものが審判員、または競技者、もしくはチーム役員に当たった場合、主審はその出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを一時的に中断、また、試合を中止することもできる。これらのいずれの場合も、主審は関係機関に報告しなければならない。

ハーフタイム、または試合終了後、延長戦やペナルティーマークからのキックが行われている間であっても、懲戒の決定は主審・第2審判の管轄下にあり、主審・第2審判は競技者に警告する、または退場させる権限を持つ。

主審・第2審判のうち一方が何らかの理由で一時に任務の遂行が不能になった場合、試合は次にボールがアウトオブプレーになるまで、もう一方の審判および副審の監視下で続けることができる。

アドバンテージ

主審・第2審判は、違反、または反則のいずれかが起きたときにアドバンテージを適用することができる。フットサル競技規則は、アドバンテージの適用を禁じていない。例えば、ゴールクリアランスのときに攻撃側の競技者がペナルティーエリア内にいても、ゴールキーパーがすばやくゴールクリアランスを行いたいと思われるならば、アドバンテージの適用が認められる。しかしながら、キックインが正しくないやり方で行われたときは、アドバンテージは認められない。

4秒ルールの違反に対するアドバンテージは、認められない。ただし、ピッチのゴールキーパーの味方半分内でボールが既にインプレー中であり、ゴールキーパーがボールをコントロールして4秒ルールに違反した後、ゴールキーパーがボールを失った場合、アドバンテージが認められる。その他の、フリーキック、キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキックのときはアドバンテージを適用することはできない。

主審・第2審判は、アドバンテージを適用するのかプレーを停止するのか判断するうえで、次の状況を考慮する。

5

- 反則の重大さ。違反が退場に値する場合、違反直後に得点の機会がない限り、主審・第2審判はプレーを停止し、競技者を退場させなければならない。
- 反則が犯された場所。相手競技者のゴールに近ければ近いほど、アドバンテージはより効果的になる。
- 相手競技者のゴールに向かって、素早く、また大きなチャンスとなる攻撃ができる機会にあるか。
- 違反直後に得点の機会がない限り、犯された違反がチームの6つ目またはそれ以上の累積ファウルであってはならない。
- 試合の状況

そのもととなつた反則を罰するのは、アドバンテージ適用後の数秒内に行われなければならない。しかし、アドバンテージのシグナルが事前に出されていなかつた場合、またはプレーが次の展開に移ってしまっていた場合、戻ってそのもととなつた反則を罰することはできない。

警告に値する反則の場合、次のプレーの停止時に警告しなければならない。しかしながら、明白なアドバンテージでない限り、主審・第2審判はプレーを停止し、ただちに競技者を警告する。次の停止時に警告がなされなければ、その後に警告することはできない。

間接フリーキックでプレーを再開する必要のある違反の場合、この違反が報復につながらず、また反則を犯したチームの相手チームにとって不利にならないのであれば、主審・第2審判は、プレーが滞りなく続くようアドバンテージを適用しなければならない。

2つ以上の反則が同時に起きたとき

- 同じチームの2人、またはそれ以上の人数の競技者が反則を犯した場合、
 - 主審・第2審判は同時に犯された2つ以上の反則の最も重いものを罰しなければならない。
 - プレーは、最も重い反則に応じて再開されなければならない。
 - 上記2項に加え、主審・第2審判は、犯された違反の重さに応じ、懲戒の罰則を与えるいか、または警告、もしくは退場を命じるかの対応を行う。
 - 直接フリーキックで罰せられる反則が犯された場合、主審・第2審判は、対応する累積ファウルを記録するよう命じなければならない。
- 異なるチームの競技者が反則を犯した場合、
 - アドバンテージを適用できない場合、主審・第2審判はプレーを停止し、停止したときにポールがあつた位置でドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。
 - 上記にかかわらず、主審・第2審判は、犯された違反に対応して競技者を警告するか退場させる、または懲戒のための措置をとらないものとする。
 - 直接フリーキックで罰せられる違反が犯された場合、主審・第2審判は対応する累積ファウルを記録するよう命じなければならない。

外部からの妨害

観客が笛を吹き、これによって競技者が手、または腕でボールを拾うなど、プレーを妨害すると主審・第2審判が判断した場合、プレーを停止する。プレーを停止した場合、プレーは、停止されたときにポールがあつた位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中の4秒のカウント

ボールがインプレー中にピッチの味方半分内でチームのゴールキーパーがボールを保持するたびに、主審、第2審判のいずれかは4秒のカウントを行っていることを明確に示さなければならない。

プレーの再開

主審・第2審判は、プレーを素早く再開できるようにさせる。一時的な停止（キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキック、フリーキック）後、戦術的な理由でプレーを素早く再開しないことを許してはならない。このような状況でも4秒のカウントが開始する。あえて笛を用いる必要はない。4秒のカウントが行えない再開（キックオフ、またはペナルティーキック）の場合、再開を遅らせた競技者は警告される。

プレーの再開と展開が早く行われるようピッチの外に人員を配置しボールを持たせてもよい。

ボールがインプレー中のポジショニング

推奨されるポジショニング

- 主審と第2審判でプレーを挟む。
- 主審と第2審判は、対角線式審判法を広く用いる。
- 主審と第2審判は、タッチラインの外側に位置することによって、プレーともう一方の審判を容易に視野に入れることができる。
- プレーにより近い主審・第2審判は、もう一方の審判の視野に入るようとする。
- 主審または第2審判は、プレーに干渉することなく、十分にプレーに近づく。
- 主審または第2審判のいずれかは、プレーのより良い視野確保のためだけにピッチに入る。
- “監視しなければならないもの”は、常にボールの周辺にあるわけではない。主審・第2審判は次のことにも留意する。
 - 挑戦的な競技者がボールとは関係ない場所で対立を引き起こすこと
 - プレーが進行しているペナルティーエリア内での反則の可能性
 - ボールがプレーされた後の反則

試合中の一般的な位置取り

主審または第2審判のいずれかは後方から2人目の守備側競技者のラインにつくが、ボールが後方から2人目の守備側競技者よりゴールラインに近い場合はボールのところにつかなければならない。主審・第2審判は、つねにピッチに面しなければならない。

ゴールキーパーがボールを放す

主審、第2審判のいずれかが、（ピッチの外で、ゴールラインと平行な）ペナルティーエリアラインの延長線上に位置し、ゴールキーパーがボールを保持している秒数をカウントすると同時に、ゴールキーパーがペナルティーエリア外でボールを手、または腕で触れるかどうか監視しなければならない。

ゴールキーパーがボールを放したならば、主審・第2審判は試合をコントロールするために適切なポジショニングをとらなければならない。

得点か得点でないかの状況

得点があり、その決定に疑問がないときであっても、主審と第2審判は目で確認し合わなければならない。主審と第2審判のうちタイムキーパーの机により近い方の審判は、タイムキーパーと第3審判のところへ行き、得点した競技者の背番号を所定のシグナルによって知らせなければならない。

得点があつたが、ボールが依然インプレーのように見えるとき、主審と第2審判のうちより近い方の審判は笛を吹いてもう一方の審判の注意をひかなければならぬ。その後、タイムキーパーの机により近い方の審判は、タイムキーパーと第3審判のところへ行き、得点した競技者の背番号を所定のシグナルによって知らせなければならない。

ボールがアウトオブプレーのときのポジショニング

最良のポジションをとることにより、正しい判定を下すことができる。いくつかのポジショニングを覚めているが、ポジションは、プレーの展開のみならず、チームや競技者、そこに至るまでに起こったことなどの情報により修正していかなければならない。

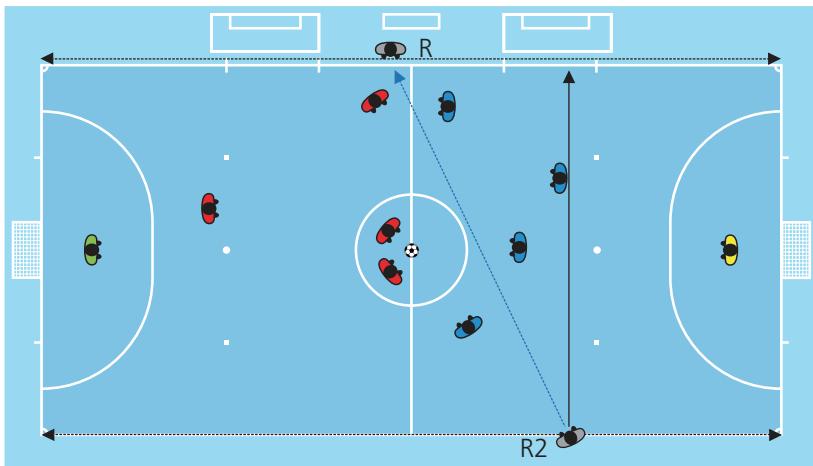
5

次図に指示するポジションは、基本的なものであり、主審・第2審判に推奨しているものもあれば、義務づけられているものもある。“ゾーン”とは、それぞれのポジショニングにより、効果を最大限に引き出せるとして、すすめられているエリアである。これらのゾーンは状況により、広くなったり狭くなったり、また異なった形状となる。

1. キックオフのときのポジショニング（必須）

プレーを開始するとき、主審は交代ゾーンがある側のタッチラインのところにいて、ハーフウェイラインについて、キックオフが規定の進め方に従って行われるか確認しなければならない。

第2審判はキックオフを行わない方のチームの、後方から2人目の守備側競技者のラインにつかなければならぬ。



2. ゴールクリアランスのときのポジショニング

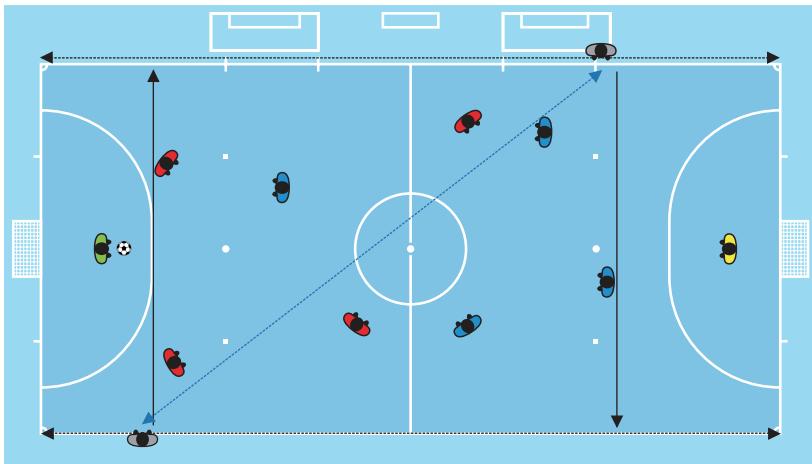
1. 主審・第2審判のいずれかが、まずボールがペナルティーエリア内にあるかどうか確認しなければならない。

●ボールが正しくエリア内にあり、ゴールクリアランスを行う準備ができるているにもかかわらずゴールキーパーが戦術的理由からボールを手で拾うのを遅らせていると主審・第2審判が判断したのならば、4秒のカウントを開始することができる。

5

2. ボールがペナルティーエリア内にある場合、主審、第2審判のいずれかが、(ピッチの外で、ゴールラインと平行な)ペナルティーエリアラインの延長上に位置し、ボールがペナルティーエリアから出る（ボールがインプレーとなる）ことや攻撃側競技者がエリア内にいないことを確認しなければならない。ペナルティーエリアの端のライン上に位置取る前であろうと4秒のカウントは行う。

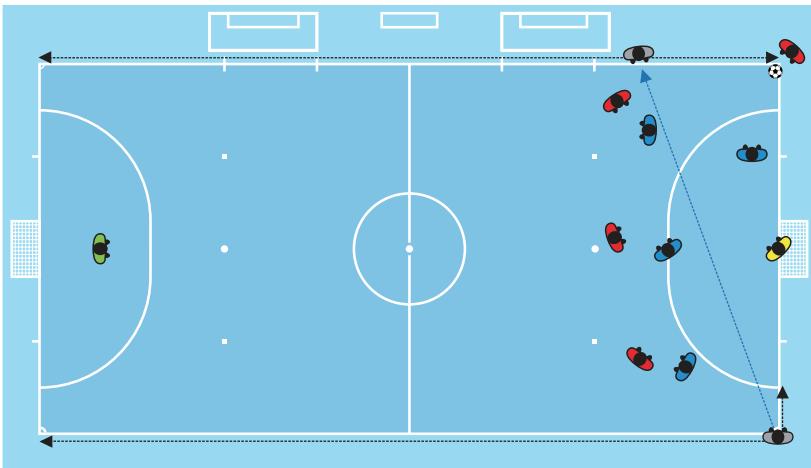
3. その後、主審・第2審判のうちゴールクリアランスを監視した審判は、試合をコントロールするための適切な位置取りをしなければならない。試合のコントロールはどんなときでも非常に重要なことである。



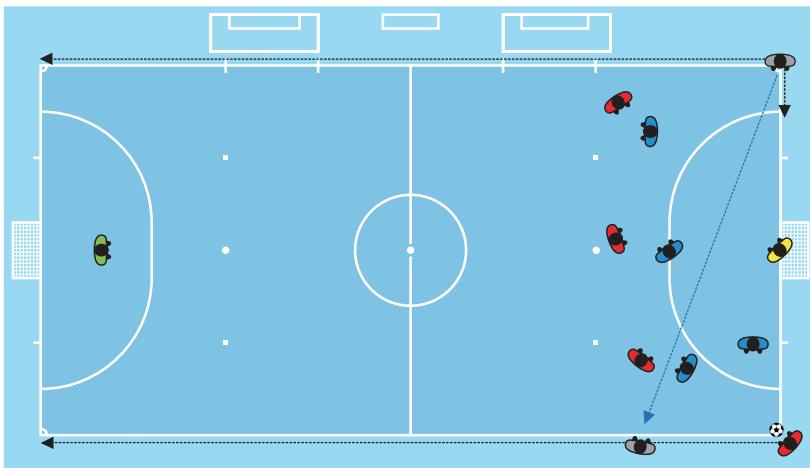
3. コーナーキックのときのポジショニング（必須）（1）

コーナーキックを行う間、主審と第2審判のうち、コーナーキックを行う場所により近い方の審判は、コーナーアークから約5m離れたタッチライン上に位置する。この位置から、ポールがコーナーアーク内に正しく置かれていることや、守備側競技者がコーナーアークから5m離れていることを確認しなければならない。コーナーキックを行う場所からより離れている方の審判は、ゴールラインの延長上でコーナーアークの後方に位置する。この位置から、ポールや競技者の行動を監視する。

5

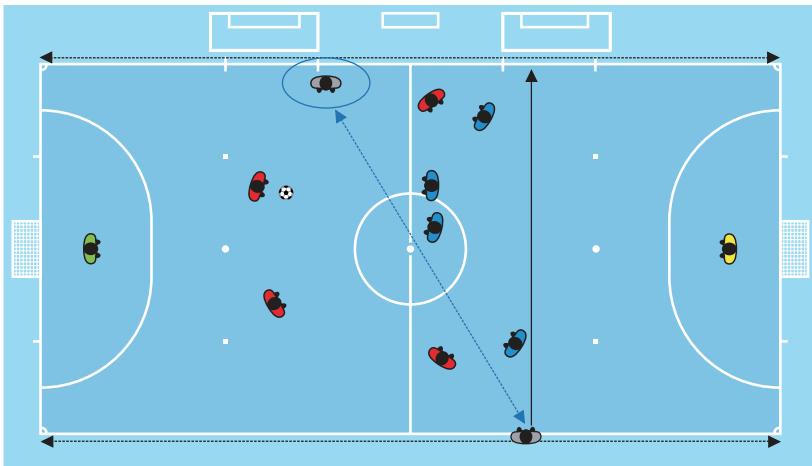


4. コーナーキックのときのポジショニング（必須）（2）

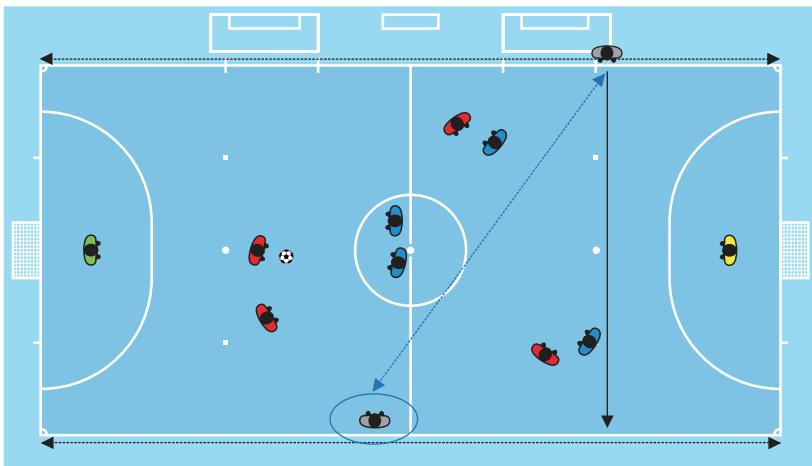


5. フリーキックのときのポジショニング（1）

フリーキックを行う間、主審と第2審判のうちより近い方の審判は、フリーキックを行う場所の延長線上に位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、フリーキックを行う間に競技者が侵入しないよう監視する。キックを行う場所からより離れている方の審判は、後方から2人目の相手競技者のライン、またはゴールライン上に位置しなければならない。後方から2人目の相手競技者のライン、またはゴールライン上に位置することはどんな場合でも非常に重要なことである。主審と第2審判は、直接フリーキックがゴールに向かって行われ、2人ともゴールライン上にいない場合、ボールの軌道を追つてタッチライン沿いをコーナーアークに向かって走れるよう準備しておかなければならぬ。

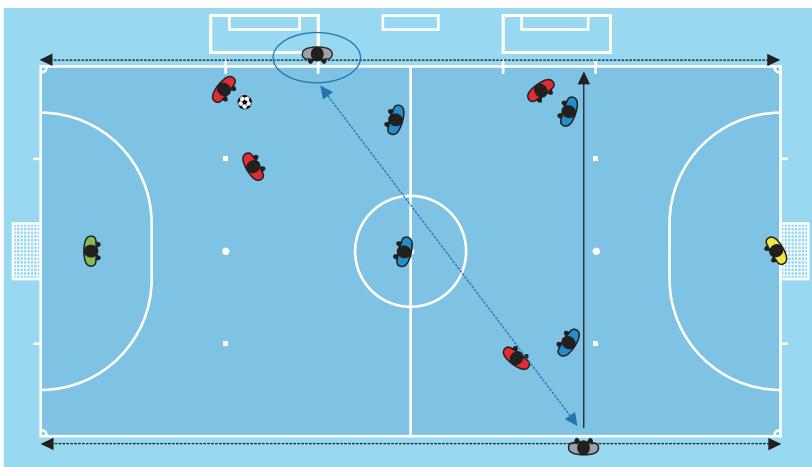


6. フリーキックのときのポジショニング（2）



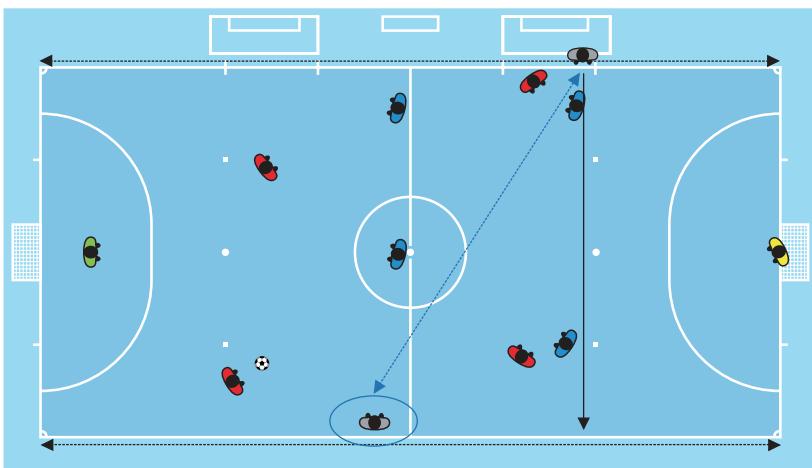
5

7. フリーキックのときのポジショニング（3）



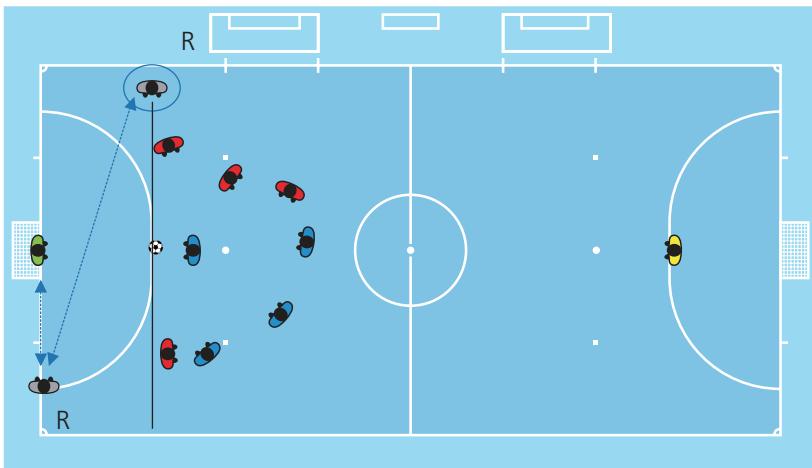
8. フリーキックのときのポジショニング（4）

5



9. ペナルティーキックのときのポジショニング（必須）

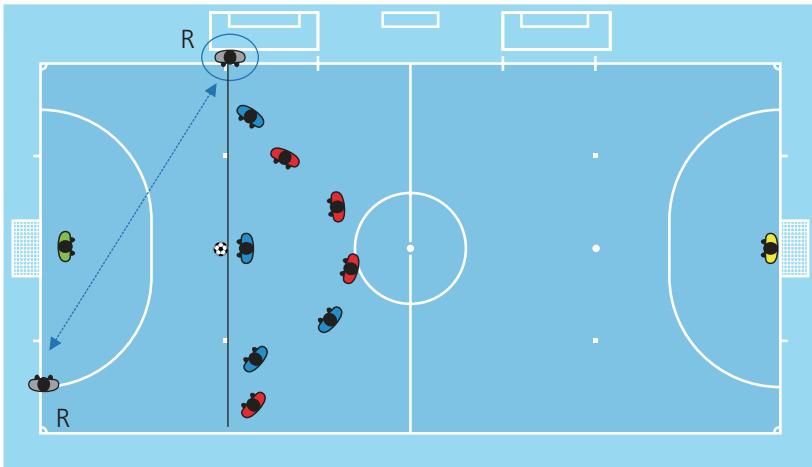
主審、第2審判のいずれかがペナルティマークの延長線上で約5m離れたところに位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行う間に競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、必要があればもう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。キックが行われる前にゴールキーパーがゴールラインより前に出て得点とならなかつた場合、主審は、笛を吹いてペナルティーキックを再び行うよう命じる。



10. 第2ペナルティーマークからのキックのときのポジショニング（必須）

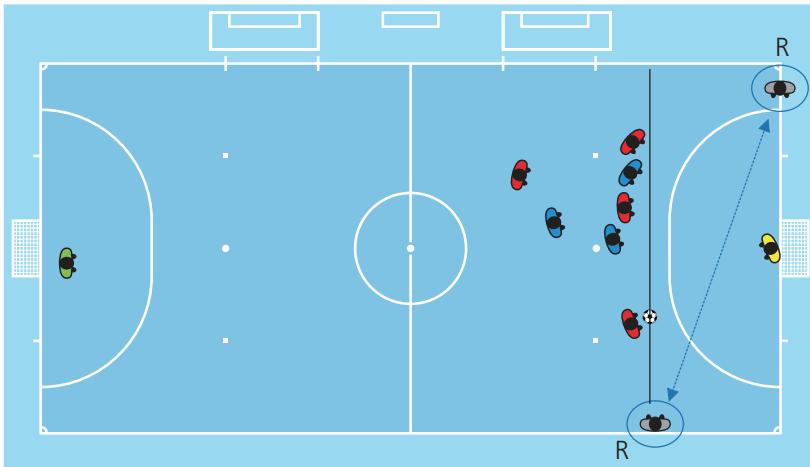
主審、第2審判のいずれかが第2ペナルティーマークの延長線上で約5m離れたところに位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行うまで競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、必要があればもう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置し、ボールがゴールに入るかどうか確認しなければならない。

5

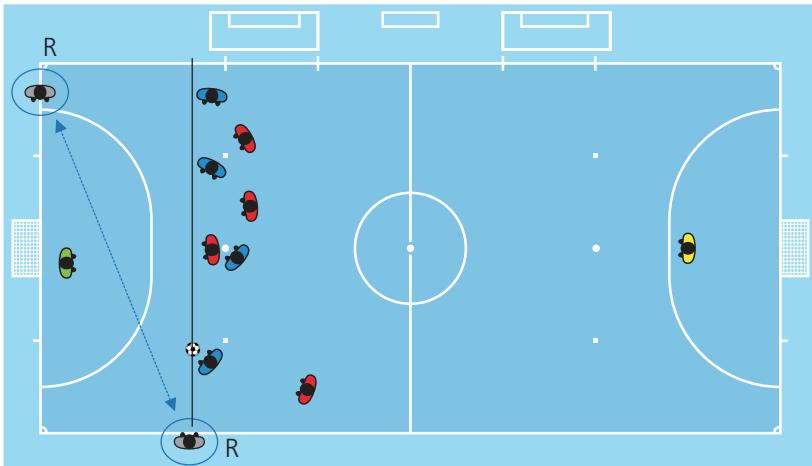


11. 累積ファウルが6つ目以降のフリーキックのときのポジショニング（必須）（1）

主審・第2審判の一方はボールの位置の延長線上で約5m離れたところに位置し、可能であれば、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行うまでも競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、もう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置し、ボールがゴールに入ったかどうか確認しなければならない。

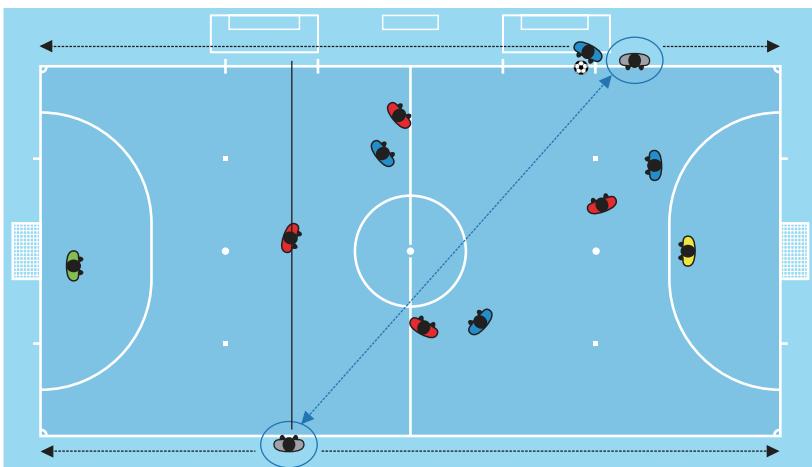


12. 累積ファウルが6つ目以降のフリーキックのときのポジショニング（必須）（2）

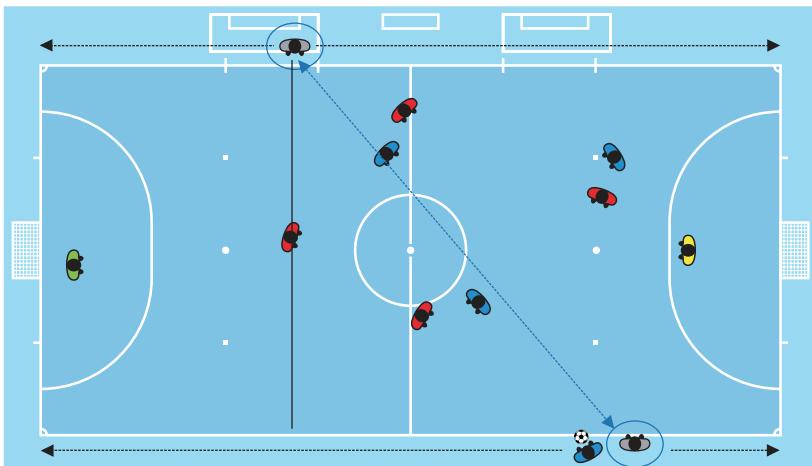


5

13. キックインのときのポジショニング（1）

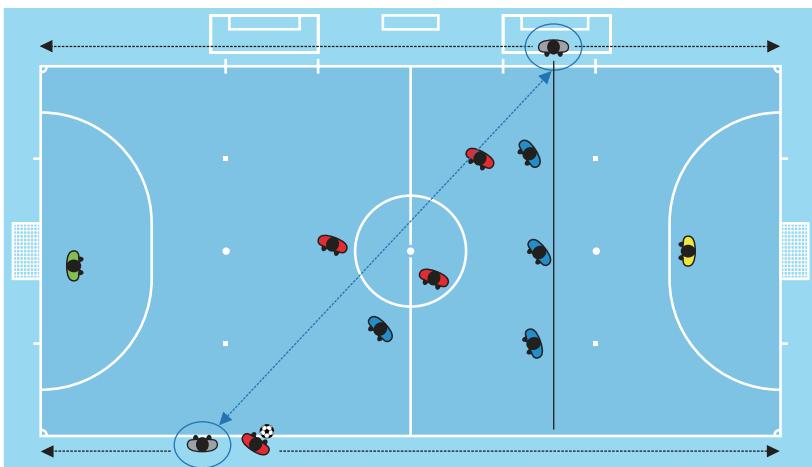


14. キックインのときのポジショニング（2）



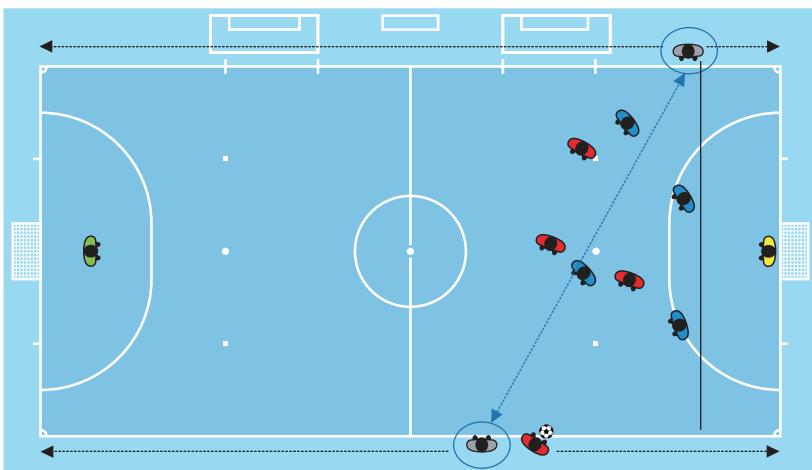
5

15. キックインのときのポジショニング（3）



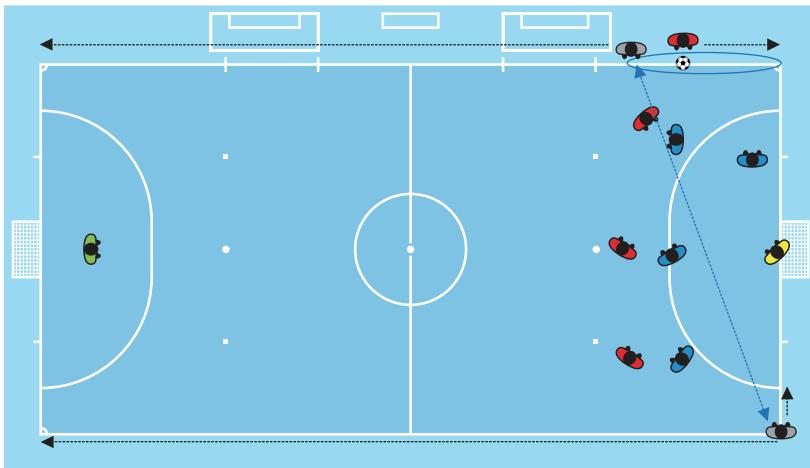
16. キックインのときのポジショニング（4）

5



17. キックインのときのポジショニング（必須）（5）

攻撃側チームにとって有利にコーナーアークの近くでキックインが行われる間、主審と第2審判のうち、キックインが行われる場所により近い方の審判は、その場所から約5mの距離を保つ。この位置から、キックインが規定の進め方に従って行われていることや、守備側競技者がタッチラインから5m離れているかどうか確認する。キックインが行われる場所からより離れている方の審判は、ゴールラインの延長線上でコーナーアークの後方に位置する。この位置から、ボールや競技者の行動を監視する。



18. 試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定するためのペナルティーマークからのキックのときのポジショニング（必ず）

主審は、ゴールから約2m離れてゴールライン上に位置しなければならない。その主たる任務は、ボールがラインを越えたかどうか、ゴールキーパーがラインより前に出たかどうかを確認することである。

- 主審は、ボールが明らかにゴールラインを越えた場合、違反が犯されなかつたことを、第2審判と目で確認しなければならない。

5

第2審判は、ペナルティーマークの延長線上に約3m離れて位置し、ボールとキッカーのチームのゴールキーパーが正しい位置にいるか確認しなければならない。

第3審判はセンターサークルのところにいて、両チームの残りの競技者をコントロールしなければならない。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机のところにいて、ペナルティーキックを行わない競技者やチーム役員が正しく行動するかどうか監視しなければならない。

すべての審判員は、行われたペナルティーキックとそれを行った競技者の背番号を書き留める。



笛の使い方

次の場合には、笛を必ず吹く。

●キックオフのとき

—プレーの開始（前、後半の、延長戦があるときは延長戦の前、後半のとき）

—得点後の試合再開

●次の理由でプレーを停止するとき

—フリーキック、またはペナルティーキック

—試合の一時的な中断、中止、またはタイムキーパーの音による合図を確認し、試合を終了する、または試合時間終了後にゴールに向かっているボールの行方を確認し、得点かどうかを判断するとき

●次の場合にプレーを再開するとき

—規定の距離を離す必要があるときのフリーキック

—第2ペナルティーマークからのキック

—累積ファウル6つ目以降の壁なしでのフリーキック

—ペナルティーキック

●次の理由でプレーが停止された後にプレーを再開するとき

—不正行為に対する警告、または退場の提示

—競技者の負傷

次の場合、笛を吹く必要はない。

●次の理由でプレーを停止するとき

—ゴールクリアランス、コーナーキック、またはキックイン（ボールがピッチから出たが、その状況が外からはつきり見えにくい場合は必ず吹く）

—得点（ボールがゴールに入ったが、ゴールに入っているかどうか外からはつきり見えない場合は必ず吹く）

●次の場合にプレーを再開するとき

—フリーキック（5mの距離が要求されなかつた場合、またはキッカーの相手チームが累積ファウルの6つ目を犯していなかつた場合）、ゴールクリアランス、コーナーキック、キックイン

次の場合、笛を吹かないこともある。

- ドロップボールでプレーを再開するとき

笛を多く吹きすぎると、笛が本当に必要な場合に効果が薄れる。フリーキック、キックイン、またはコーナーキックを行うチームが、相手競技者が規定の距離を離れるよう求めたとき、また、ゴールクリアランスのときに相手競技者が正しい位置にいるよう指示する場合、主審・第2審判は、笛を吹くまでプレーが再開されないことを競技者にはつきりと知らせる。このような場合に主審・第2審判の笛が吹かれる前に競技者がプレーを再開した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたとして警告される。

5

プレー中に主審または第2審判のいずれかが間違って笛を吹いた場合、これがプレーに干渉したと判断したのならば、主審・第2審判はプレーを停止しなければならない。プレーを停止した場合、プレーが停止されたときにポールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリア線上でポールをドロップする。笛の音がプレーに影響を与えたかったのであれば主審・第2審判ははつきりと合図し、プレーが続いていることを示す。

ボディー・ランゲージ

ボディー・ランゲージは、主審・第2審判が次のために用いる。

- よりよいゲームコントロール
- 主審・第2審判の権限や、落ち着いていることを示す。

ボディー・ランゲージは、

- 判定の説明をするためのものではない。

任務と責任

第3審判とタイムキーパーは、主審・第2審判がフットサル競技規則に従って試合をコントロールすることを援助する。また、主審・第2審判の要請や指示によりその他試合運営にかかわるすべての事項について援助する。通常これは、次のことである。

- ピッチ、使用されるポールおよび競技者の用具を検査する。
- 用具や出血の問題が解決されたかどうか判断する。
- 交代の進め方を監視する。
- 時間、得点、累積ファウル、および不正行為の記録を予備的に取る。

副審のポジショニングとチームワーク

6

1. キックオフ

第3審判はタイムキーパーの机のところにいて、交代要員、役員およびその他の者が正しい位置にいるか監視する。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机のところにいて、キックオフが正しく行われたかどうか確認する。

2. 試合中の一般的なポジショニング

第3審判は、交代要員、役員およびその他の者が正しい位置にいるか監視する。そのため、必要があればタッチラインに沿って移動することができるが、ピッチには入場しない。

タイムキーパーはタイムキーパーの机のところにいて、プレーの展開に応じて、確実にストップウォッチを止める、またはスタートする。

3. 交代

第3審判は、交代要員の用具が正しいこと、交代が正しく行われているかどうか監視する。そのため、必要があればタッチラインに沿って移動することができるが、ピッチ内には入らない。

4. ペナルティマークからのキック

第3審判は、キックを行う資格のある競技者と共に、ピッチ内のペナルティーキックが行われない側のハーフに位置しなければならない。第3審判は、その位置から、競技者の行動を監視するとともに、各チームにおいて、資格のある他の競技者がペナルティーキックを行うよりも前に、再度ペナルティーキックを行う競技者がいないことを確認する。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机にいて、すべての得点を記録する。

6

副審のシグナル（必ず）

副審は、チームの5つ目の累積ファウルがあったときは5つ目の累積ファウルを犯したチームのベンチを、タイムアウトが要求されたときはタイムアウトを要求したチームのベンチを示すため、手を用いて合図をしなければならない。

音による合図

音による合図は主審の注意をひくために必要な場合に限って使われ、試合中に不可欠の合図である。

音による合図が必須となる状況は、次のような場合である。

- プレー時間の終了
- タイムアウトの要求
- タイムアウトの終了
- 各チーム5つ目の累積ファウル
- 交代要員、またはチーム役員の正しくない行動があったとき
- 正しくない交代があつたとき
- 主審・第2審判による懲戒の罰則に関して誤りがあつたとき
- 外部からの干渉があつたとき

試合中にタイムキーパーが間違って音で合図をした場合、この行動がプレーの邪魔になると判断したのならば、主審・第2審判はプレーを停止しなければならない。プレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。合図の音がプレー

一の邪魔になつていいのならば、主審・第2審判はプレー続行のはつきりした合図を出す。

4つ目の累積ファウルを犯しているチームがもう1回ファウルを犯した場合、主審・第2審判がアドバンテージを適用することを決定したのならば、第3審判はタイムキーパーの机の正しい場所に5つ目の累積ファウルの合図を示す。しかしながら、ボールがアウトオブプレーになる前にそのチームが新たな累積ファウルを犯した場合、ファウルを犯したチームの相手チームに決定的な得点の機会がない限り、副審は音によって合図をしなければならない。

ストップウォッチ

6

ストップウォッチが正しく機能しない場合、副審は主審・第2審判にこの事実を知らせる。タイムキーパーは手動のストップウォッチを用いて試合時間の計測を続けなければならない。このような場合、各チームの役員を呼んで、実際の試合時間を知らせる。

プレーを停止したのち、タイムキーパーがストップウォッチをスタートするのを忘れた場合、主審・第2審判は、計測されなかつた時間も加えるように命じる。

プレー再開ののち、ストップウォッチを次のようにスタートする。

- キックオフの場合、ボールがピッチの相手チーム側ハーフに向かってけられたのちスタートする。
- ゴールクリアランスの場合、ゴールキーパーがボールを手、または腕から放して、ボールがペナルティーエリアから出た後スタートする。
- コーナーキックの場合、ボールがけられて動いた後スタートする。
- キックインの場合、ボールがけられてピッチに入った後スタートする。
- ペナルティーエリア外からの直接フリーキックの場合、ボールがけられた後スタートする。
- どちらか一方のチームによるペナルティーエリア外からの間接フリーキック、または攻撃側のチームによるペナルティーエリアラインからの間接フリーキックの場合、ボールがけられた後スタートする。
- 守備側チームによるペナルティーエリア内からの直接、または間接フリーキックの場合、ボールがけられてペナルティーエリアから出た後スタートする。

- ペナルティーキックの場合、ポールが前方に向かつてけられたのちスタートする。
- 5つ目の累積ファウルの後の（壁なしの）直接フリーキックの場合、ポールが得点する目的でけられたのちスタートする。
- ドロップボールの場合、主審または第2審判のいずれかが手、または腕からポールを離し、ポールがピッチに触れた後スタートする。



タイムアウト



5つ目の累積ファウル

6

ハーフタイムのインターバル

両チームのキャプテンがインターバルを取らないよう求めたとしても、どちらかのチームの競技者の1人でもインターバルを要求しているのであれば、主審・第2審判は前半と後半の間にインターバルを取ることを認める。

延長戦

延長戦が行われる場合、前、後半の間にインターバルはない。両チームがピッチのハーフを交換し、交代要員とチーム役員がテクニカルエリアを交替するだけである。

キックオフ

- 主審・第2審判は、キックオフを命じる前に、ゴールキーパー、またはその他の競技者の承認を求める必要はない。

ドロップボール

- （ゴールキーパーを含む）すべての競技者がドロップボールに参加することができる。
- ドロップボールに参加が必要な最小、最大競技者数は定められていない。
- 主審・第2審判は、誰がドロップボールに参加してよいのかどうかの決定を行うことはできない。
- 相手競技者をブロックしてドロップボールを取らせないようにしない限り、競技者に求められる規定の距離はない。
- チームはドロップボールに参加する必要はない。
- 主審または第2審判いずれかがボールを手から離したのち、ボールがインプレーになる前に、競技者によって違反が犯された場合、主審・第2審判は対応する懲戒の罰則を与えたのちに再びドロップボールを行う。

ピッチ内で、ボールが審判員に触れる

審判員は試合の一部であるので、ボールがインプレー中、ボールが一時的にピッチ内にいる審判員に触れた場合でも、プレーは続けられる。

ボールがインプレー中、ボールが一時的にピッチ内にいた副審に触れた場合、主審・第2審判はプレーを停止し、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリア線上でボールをドロップする。

試合に参加していない者がピッチ内にいる間に得点があった場合

得点があったのちプレーが再開される前に、主審・第2審判が、得点があったときにピッチ上に部外者がいたことに気がついた場合、

- 主審・第2審判は、次の場合、得点を認めてはならない。

一部外者が外的要因または一方のチームの役員であり、プレーに干渉していた。

一部外者が得点したチームの競技者、交代要員、退場した競技者、または役員であった。

- 主審・第2審判は、次の場合、得点を認めなければならない。

一部外者が外的要因であったが、プレーに干渉していなかった。

一部外者が得点されたチームの競技者、交代要員、退場した競技者、または役員であった。

ノーゴール

ボールの全体がゴールラインを越える前に主審または第2審判のいずれかが得点をシグナルし、直後にその誤りに気づいた場合、プレーは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でドロップボールにより再開される。

フットサルにオフサイドはない。

ファウルとなるための基本的条件

反則をファウルとして判断するためには、次の条件が満たされなければならない。

- 競技者、または交代の進め方に従わずピッチ内に入った交代要員によって犯される。
- ピッチ内で起きる。
- ボールがインプレー中に起きる。

ボールがインプレー中、反則がピッチ外で犯されたので主審・第2審判がプレーを停止した場合、その反則を犯すために主審・第2審判の承認なくピッチから出た競技者によって犯されたものでないならば、プレーは、プレーを停止したときにボールがあつた位置でドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行わなければならない。

2人以上の競技者が同時にボールに挑んでも、競技規則に違反しない場合はファウルではない。

不用意な、無謀な、過剰な力で

12

“不用意な”とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または慎重さを欠いてプレーを行うことである。

- ファウルが不用意であると判断された場合、懲戒の罰則を与える必要はない。

“無謀な”とは、競技者が、相手競技者が危険にさらされていることをまったく無視して、または結果的に危険となるプレーを行うことである。

- 無謀な方法でプレーした競技者は、警告されなければならない。

“過剰な力で”とは、競技者がはるかに必要以上の力を用いて相手競技者を負傷の危険にさらすことである。

- 過剰な力を用いた競技者には、退場が命じられなければならない。

相手競技者をチャージする

チャージングとは、スペースを確保するために、ポールがプレーできる範囲内で腕やひじを用いず身体的接触を用いて挑むことである。

次の方で相手競技者をチャージすることは、反則である。

- 不用意な方法で
- 無謀な方法で
- 過剰な力で

相手競技者を押さえる

相手競技者を押さえることには、手、腕、または体を用いて相手競技者の進行や動きを妨げることを含む。

特にコーナーキック、キックイン、またはフリーキックを行うときや、ペナルティーエリア内で相手競技者を押さえる反則に対して、主審・第2審判は早めに介入し、毅然とした対応をしなければならない。

12

これらの状況に対して、主審・第2審判は、

- ポールがインプレーになる前に、相手競技者を押さえる競技者に注意しなければならない。
- ポールがインプレーになる前に、引き続き相手競技者を押さえる競技者を警告しなければならない。
- ポールがインプレーになったのちにこの反則が犯された場合、直接フリーキック、またはペナルティーキックを与えるとともに反則した競技者を警告しなければならない。

守備側競技者がペナルティーエリア外で相手競技者を押さえ、そのままペナルティーエリア内でも押させていた場合、主審・第2審判はペナルティーキックを与えなければならない。

懲戒の罰則

- 相手競技者を押させて、相手競技者がポールを保持すること、または有利な位置を得ようとするのを妨げる競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 相手競技者を押させて決定的な得点の機会を阻止した競技者には、退場が命じられなければならない。
- その他、単に相手競技者を押さえる状況では、懲戒の罰則を加えてはならない。

プレーの再開

直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。それがペナルティーエリア内で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。

ボールを手、または腕で扱う

競技者が手、または腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手、または腕で扱う反則である。主審・第2審判は、この反則を見極めるとき、次のことを考慮しなければならない。

- ボールが手、または腕の方向に動いているのではなく、手、または腕がボールの方向に動く。
- 相手競技者とボールの距離（予期していないボール）。
- 手や腕の位置だけで、反則とはみなさない。（手や腕を体から離していることが、ハンドを企てたことにはならない）
- 手に持った衣服やすね当てなどでボールに触ることは、故意にボールに触れたとみなされる。
- 靴やすね当てなどを投げてボールにぶつけることは、故意にボールに触れたとみなされる。

12

懲戒の罰則

競技者が次のように意図的にボールを手または腕で扱ったとき、反スポーツ的行為で警告されることになる。つまり、意図的にボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るので妨げる。

- 意図的に手、または腕でボールを扱って得点しようとする。
- 実際、手、または腕でボールをプレーしているとき、主審・第2審判を騙すために体のその他の部分でボールをプレーしているようなふりをする。
- ゴールキーパーが味方チームのペナルティーエリア内にいないとき、手、または腕を用いて得点、または得点の機会を阻止しようとしたし、その試みに失敗したとき。

しかしながら、競技者が意図的にボールを手、または腕で扱って得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、退場を命じられる。この罰則は競技者がボールを意図的に手、または腕で扱うことによるものではなく、得点となりそうな状況を阻止するということによるものである。これは公正を欠いた介入で、（フットサルにとって）受け入れることのできないものである。

プレーの再開

- 直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われるか、ペナルティーキックとなる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外で、手、または腕でボールを扱うことについて他の競技者と同様に制限される。自分のペナルティーエリア内において、ゴールキーパーが手、または腕でボールを扱うことは、直接フリーキックになる反則を犯したことにはならない。もっとも、いくつかの反則に関しては、間接フリーキックになることがある。

ゴールキーパーの反則

次のとき、ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断される。

- ゴールキーパーが両手や腕でボールを持っているとき、またボールがゴールキーパーの手、または腕とピッチ面や自分の体など他のものとの間にあるとき
- ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ボールをピッチ面にバウンドさせる、または空中に軽く投げ上げたとき

12

ゴールキーパーが手、または腕でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

ゴールキーパーがボールをコントロールすることは、ボールを保持することである。

ゴールキーパーは、次の状況下において、ピッチの味方半分内で、ボールに触れることができない。

- ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを4秒以上保持する。
 - 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を用いる
 - ピッチの味方半分内で足を用いる
 - 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を用いる

こうした場合すべてにおいて、主審・第2審判のうちゴールキーパーにより近い方の審判は、4秒のカウントを明確に行わなければならない。

- ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、味方競技者が意図的にゴールキーパーにプレーしたボールに、ゴールキーパーがピッチの味方半分内で再び触れた場合
—ゴールキーパーがボールを体のいずれかの部分で触ることは、ボールをコントロールしていると判断されるが、偶発的にゴールキーパーからはね返ったボールについてはその範囲でない。
- 味方競技者がゴールキーパーにキックしたボールにゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合
- 味方競技者によってキックインされたボールをゴールキーパーが直接受けて自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

12

ゴールキーパーに対する反則

- ゴールキーパーがボールをバウンドさせているときなど、ボールを手、または腕から放すのを妨げることは、反則である。
- ゴールキーパーがボールを手のひらで持っているときにボールにプレーする、またはプレーしようすることは反則である。
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに競技者がそのボールを蹴る、またはけろうすることは、危険な方法でプレーすることで罰せられるものとする。
- コーナーキックを行うときなどに不正な方法でゴールキーパーを妨げてゴールキーパーの動きを制限することは反則である。
- 攻撃側競技者がゴールキーパーのペナルティーエリア内でゴールキーパーに対してただ単に身体的接触をしただけでは違反を犯したとはみなされない。ただし、その競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかつた、チャージした、または押した場合は、違反を犯したことになる。

プレーの再開

- ゴールキーパーに対する上記項目の反則が犯され、主審・第2審判がアドバンテージ条項を適用できないためプレーを止めた場合、プレーは、反則が起きた場所から行われる間接フリーキックで再開される（第13条-フリーキックの位置を参照）。ただし、競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかった、チャージした、または押した場合、主審・第2審判は、懲戒の罰則の種類にかかわらず、反則が起きた場所から行われる（第13条-フリーキックの位置を参照）直接フリーキックによってプレーを再開しなければならない。

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、相手競技者、または自分自身を負傷させることになるすべての行為を指す。この反則は、近くにいる相手競技者が自分自身や他の競技者が負傷するのを恐れてボールにプレーできないようにすることである。

主審・第2審判が相手競技者に対して危険でないと判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

12

危険な方法でのプレーには、競技者間の身体的接触がない。身体的接触があった場合、直接フリーキックやペナルティーキックで罰せられる反則となる。身体的接触がある場合、主審・第2審判はどんな小さな不正行為も犯される可能性を十分考慮しなければならない。

懲戒の罰則

- 競技者が危険ではあるが“通常の方法”で相手に挑んだ場合、主審・第2審判は懲戒の罰則を与えるべきでない。その行為により明らかに負傷を引き起こす可能性がある場合、主審、または第2審判は競技者を相手に対して無謀な挑戦をしたとして警告しなければならない。
- 競技者が危険な方法でプレーすることにより、（相手競技者の）決定的な得点の機会を阻止した場合、主審・第2審判は、その競技者に退場を命じなければならない。

プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 身体的接触があつた場合、間接フリーキックとなる反則ではなく、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる反則が犯されたということになる。また、主審・第2審判が不用意な、無謀な、または過剰な力を用いたチャレンジだと判断した場合、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる反則が犯されたということになる。

相手競技者の進行を妨げる

相手競技者の進行を妨げるととは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落とさせ、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、ピッチ上においてそれぞれ自分のポジションをとることができる。もつとも相手競技者の進路上にいることは、相手の競技者の進路に入り込むこととは同じでない。

12

体を相手競技者とボールの間に置くことは、許される。戦術的な理由で相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を腕や体で押えていい限り、反則ではない。

カードを提示するまでプレーを再開させない

主審・第2審判が競技者、または交代要員に対する警告、または退場でカードを提示しようとした場合、カードを提示しその行為を実施し終えるまでプレーを再開させてはならない。

反スポーツ的行為に対する警告

次の反則を行った場合など、競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。

- 直接フリーキックとなる7項目の反則のうち一つを無謀に行う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃のじやまをする、または、阻止するという戦術的目的でファウルを犯す。
- 相手競技者をボールから遠ざける、またはボールに向かうのを妨げるという戦術的な目的で相手競技者を押さえる。
- ボールを手、または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを妨げる、または攻撃の展開を防ぐ（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。
- ボールを手、または腕で扱って得点をしようと試みる（その試みが成功しようともいと）。
- 手、または腕でボールを扱いながら、主審・第2審判を騙すために体のその他の部分でボールをプレーしているようなふりをする。
- ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にいないとき、手、または腕を用いて得点、または得点の機会を阻止しようとし、その試みに失敗する。
- 負傷を装って、または、ファウルをされたふりをして（シミュレーション）、主審・第2審判を騙そうとする。
- プレー中、主審・第2審判の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- 競技に対してリスペクトのない態度で行動する。
- ピッチから離れる承認を得たのち、歩いてピッチから出る途中ボールをプレーする。
- プレー中、または再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。
- ピッチに認められないマークを描く。
- ボールがインプレー中、競技者が競技規則第12条の裏をかき、意図的に策略を用いて味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手、または腕で触れたか否かは関係しない。競技者は、第12条の条文とその精神に反した策略を試みるという反則を犯したのである。プレーは、間接フリーキックで再開される。

得点の喜び

得点者が得点をしたときに喜びを表すことは認められるが、その表現は過度になってはならない。

適度な喜びの表現は許されるが、大げさなパフォーマンスで表し過度に時間をかけてしまうものは勧められない。主審・第2審判、または副審は、そのような状況に対して介入するよう求められる。

次の場合、競技者は警告されなければならない。

- 競技者の身振りが相手競技者を挑発する、嘲笑する、また相手競技者の感情を刺激すると主審・第2審判が判断する。
- 得点を喜ぶために周囲のフェンスによじ登る。
- ジャージーを脱ぐ、ジャージーを頭に被る（下に同じものをもう1枚着ている場合を含む）。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。

得点の喜びのためにピッチを離れることは、認められる。しかし、競技者は、できるだけ早くピッチに戻らなければならない。

12

言葉や行動で異議を示す

（言葉であろうとなかろうと）主審・第2審判または副審の判定に対して抗議する競技者および交代要員は、異議を示したことで警告されなければならない。

チームのキャプテンは、フットサル競技規則下において、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてそれなりの責任を有している。

主審・第2審判、または副審に対して攻撃を加える、もしくは攻撃的な、侮辱的、または下品な発言や身振りをする競技者および交代要員は、退場を命じられなければならない。

プレーの再開を遅らせる

主審・第2審判は、次のような策略でプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない。

- 主審・第2審判にやり直しを命じさせる目的だけで、間違った場所からフリーキックを行う。
- 主審・第2審判がプレーを停止したのちボールを遠くへける、またボールを手、または腕で持ち去る。
- メディカルスタッフが競技者の負傷の程度を判断するためピッチに入ったのち、ピッチ内からなかなか出ない。
- 主審・第2審判がプレーを停止後、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。

シミュレーション

負傷を装って、または反則を受けたふりをして主審・第2審判を騙そうとするいかななる競技者も、シミュレーションを行つたことで反スポーツ的行為のために罰せられる。この違反のためにプレーが停止された場合、プレーは、反則が犯された場所から間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

12

繰り返し競技規則に違反する

主審は、繰り返しフットサル競技規則に違反する競技者に対して、常に注意を払う。特に、1人の競技者が異なる反則を何度も犯すことにも気をつける必要があり、その競技者はフットサル競技規則に繰り返し違反したことで警告されなければならない。

“繰り返し”の回数や違反のパターンは特に示されていない—これは全くもって判断によるものであり、効果的に試合をコントロールする上で決定されるべきものである。

著しく不正なファウルプレー

ポールがインプレーで、競技者がポールに挑むとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

相手競技者の安全を犯すタックルは、著しく不正なファウルプレーを犯したとして罰せられなければならない。

いかなる競技者もポールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全に危険を及ぼす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を用いて前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、著しく不正なファウルプレーがある状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審・第2審判は次にポールがアウトオブプレーになったとき、著しく不正なファウルプレーを犯した競技者に退場を命じる。

著しく不正なファウルプレーを犯した競技者は退場を命じられなければならず、反則が起きた場所からの直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、または違反を行った競技者のペナルティーエリア内で反則が起きた場合、ペナルティーキックでプレーを再開する。

乱暴な行為

競技者と相手競技者がどちらもポールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、競技者は乱暴な行為を犯したことになる。

また、味方競技者、観客、主審、第2審判、副審、またはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合も、乱暴な行為を犯したことになる。

乱暴な行為は、ポールがインプレーであるか否かにかかわらず、ピッチ内、またはピッチの境界線の外側のいずれでも起こり得る。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、乱暴な行為が犯されている状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審・第2審判は次にポールがアウトオブプレーになったとき、乱暴な行為を犯した競技者に退場を命じなければならない。

主審・第2審判、または副審は、しばしば乱暴な行為が集団的な騒動を引き起こすことに留意し、厳しく介入して、それが引き起こされないようにしなければならない。

乱暴な行為を犯した競技者および交代要員には、退場が命じられなければならない。

プレーの再開

● ボールがアウトオブプレーの場合、プレーは、その前の判定に基づき再開される。

● ボールがインプレーで、ピッチの外で反則が起きた場合、

— 競技者がフットサル競技規則に認められている方法でピッチから出てピッチの外で違反を犯した場合、プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置でドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。

— 競技者が反則を犯すためにピッチから出た場合、プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置、参照）。

● ボールがインプレーで、競技者がピッチ内で反則を犯した場合、

— 相手競技者に対しての反則の場合、プレーは、反則が起きた場所からの直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、または（反則を行つた競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックで再開される。

— 味方競技者に対しての反則の場合、プレーは、反則が起きた場所からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

— 交代要員に対しての反則の場合、交代要員の規則に違反する入場が最初に犯された反則であったならば、プレーは、プレーを停止したときにボールがあつた位置から、乱暴な行為を犯した競技者のチームによる間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

— 主審、または第2審判に対しての反則が犯された場合、プレーは、反則が起きた場所からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

—その他の者に対しての反則の場合、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。

- ボールがインプレーで、交代要員、またはチーム役員がピッチ外で反則を犯した場合、—その他の者に対しての反則の場合、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。

物を投げる反則

ボールがインプレー中、競技者、または交代要員が物、またはボールを相手競技者やその他の者に対して無謀に投げた場合、主審・第2審判は、アドバンテージを適用できないのならばプレーを停止し、その競技者、または交代要員に警告する。

ボールがインプレー中、競技者、または交代要員が物、またはボールを相手競技者やその他の者に過剰な力をもって投げた場合、主審・第2審判は決定的な得点の機会が続くようなアドバンテージを適用できないのならばプレーを停止し、乱暴な行為を犯したとしてその競技者、または交代要員に退場を命じる。

12

プレーの再開

- 自分のペナルティーエリア内に立っている競技者がペナルティーエリア外に立つている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手競技者に物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 自分のペナルティーエリア外に立っている競技者がペナルティーエリア内に立つている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手チームのペナルティーキックでプレーを再開する。

- ピッチ内に立っている競技者がピッチ外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあつた位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。その競技者は主審・第2審判の承認なく、またフットサル競技規則に認められていない理由でピッチから出たとみなされる。
- ピッチ外に立っている競技者がピッチ内に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手競技者に物が当たつた、または当たつたであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキック、または（反則を行つた競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーを再開する。
- ピッチ外に立っている交代要員がピッチ内に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあつた位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。その交代要員は主審・第2審判の承認なく、または交代の進め方に従わずにピッチに入ったとみなされる。
- ピッチ内に立っている交代要員が自分のチームのために6人目の競技者としてプレーするようにする、ピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあつた位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。その交代要員は主審・第2審判の承認なくピッチに入ったとみなされる。
- 交代の進め方に違反した交代要員がピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、その交代要員は競技者として扱われる。
- ピッチ内、または外に立っているチーム役員がピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあつた位置からドロップボールでプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールに向かって物を投げる反則

ゴールキーパー以外の競技者がボールに向かって物、またはボールを投げた場合、

- ボールがインプレーで、その物がボールに当たった場合、その行為によって得点、または決定的な得点の機会が阻止されたのならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告する、または退場させなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの直接フリーキックによって再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）、または（ボールが反則を犯したチームのペナルティーエリア内にあつた場合は）ペナルティーキックによつて再開される。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかつた場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによつて再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

両チームのゴールキーパーのいずれかがボールに向かって物、またはボールを投げた場合、

12

- ボールがインプレーで、そのゴールキーパーのペナルティーエリア内で物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによつて再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、そのゴールキーパーのペナルティーエリア外で物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告する、またはその行為によって得点または決定的な得点の機会が阻止されたのならば、退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの直接フリーキックによつて再開される。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかつた場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによつて再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

両チームのゴールキーパーを含めた競技者が、手、または腕以外の体の一部を使い、ボールに物を当てようとした場合、

- ボールがインプレーで、物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかつた場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

チームが規定の競技者数を越えてプレーをすることにはならなかつたが、交代の進め方に違反しピッチに入った交代要員が、ボールに向かつて物を投げた場合、

- ボールがインプレー中に物がボールに当たつたならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じるか、もしくはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの直接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）か、または（ボールがその交代要員のチームのペナルティーエリア内にあつた場合は）ペナルティーキックによって再開される。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかつたならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

チームが規定の競技者数を越えてプレーをすることにはならなかつたが、交代の進め方に違反しピッチに入った交代要員が手、または腕以外の体の一部を使い、ボールに向かって物を当てようとした場合、

- ボールがインプレー中に物がボールに当たつたとき、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレー中に、物がボールに当たらなかつたならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できない場合プレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

交代要員がボールに向かつて物を投げ、それによって自分のチームが1人追加的にプレーするようにした場合、

- ボールがインプレー中に、物がボールに当たつたならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレー中に、物がボールに当たらなかつたならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

交代要員が、手、または腕以外の体の一部を使い、ポールに向かって物を当てようとし、それによって自分のチームが規定の競技者数より多くの競技者がプレーできるようにした場合、

- ポールがインプレー中で、物がポールに当たったならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を当てようとしたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ポールがインプレー中で、物がポールに当たらなかつたならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにポールがあつた位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

12

チーム役員が体の一部を使い、ポールに向かって物を当てようとした場合、

- ポールがインプレー中に、物がポールに当たつたならば、主審・第2審判はプレーを停止し、そのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせなければならない。プレーは、プレーが停止されたとき、ポールがあつた位置からドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でポールをドロップする。
- ポールがインプレー中で、物がポールに当たらなかつたならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、そのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせなければならない。プレーは、プレーが停止されたとき、ポールがあつた位置からドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにポールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でポールをドロップする。

ボールがインプレー中でないときに、競技者がボールに向かって物を投げた場合、主審・第2審判はその競技者を反スポーツ的行為により警告する。プレーは、フットサル競技規則に従って再開される。

ボールがインプレー中でないときに、交代要員がボールに向かって物を投げた場合、規定の競技者数より多くの競技者がプレーしている、していないにかかわらず、主審・第2審判はその交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことに加え、ボールに物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じる。

ボールがインプレー中でないとき、チーム役員がボールに向かって物を投げた場合、主審・第2審判はそのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせる。

得点、または得点の機会の阻止

相手競技者の決定的な得点の機会の阻止で退場となる反則は2種類あるが、ペナルティーエリア内で発生するものだけが対象となっているのではない。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がボールを意図的に手、または腕で扱ったにもかかわらず、主審・第2審判がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となつた場合、その競技者は退場を命じられないが、警告されることがある。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がファウルを犯したにもかかわらず、主審・第2審判がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となつた場合、その競技者は決定的な得点の機会の阻止で退場を命じられることはないが、ファウルそれ自体が、警告、または退場となる行為であったのならば、警告、または退場を命じられることがある。

主審・第2審判は、得点、または決定的な得点の機会の阻止で競技者に退場を命じるかどうか決定するとき、次の状況を考慮に入れなければならない。

- 反則が起こった地点とゴールとの距離
- ボールをキープできる、またはコントロールできる可能性
- プレーの方向
- 守備側競技者の位置と数
- 相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する反則が直接フリーキック、または間接フリーキックとなるものであること。
- その違反が交代要員によって犯された場合、その交代要員は必ず退場を命じられなければならない。

(キックインや間接フリーキックなど) その再開方法からは直接得点できないプレーからのボールに対して競技者が意図的に手、または腕で扱って得点を阻止しようと試みた場合、その競技者は退場を命じられないが、反スポーツ的行為で警告される。また、その競技者のチームは直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる。

交代要員が得点、または得点の機会を阻止することを目的にピッチに入った場合、その目的が成功したかしないかにかかわらず、その交代要員は退場を命じられる。

進め方

- ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。
- フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。
- 相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはフットサルの一部であり、認められる。しかしながら、フェイントが反スポーツ的行為となる行動であると主審・第2審判が判断した場合、それを行った競技者は警告されなければならない。
- 競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に当てて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。
- 片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審・第2審判が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。最初の間接フリーキックが主審・第2審判の誤りによって無効になるものではない。
- プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームが6つ目の累積ファウルを犯していないならば、すばやく直接フリーキックを行うことができる。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂し、ゴールに入らなかつた場合、主審・第2審判はフリーキックを再び行うよう命じない。プレーを停止し、ボールが破裂したときにボールがあつた位置からドロップボールによりプレーを再開する（第8条ードロップボールを参照）。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯したのち、（壁なしの）直接フリーキックを行う競技者のけつたボールを味方競技者がゴールに向かってシュートした場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、キッカーの味方競技者がボールに触れた場所から間接フリーキックによって再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 主審・第2審判がフリーキックを再び行うよう命じた場合、再び行うフリーキックはどの競技者が行つてもよく、最初に行つた競技者が行わなければならないというものではない。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯していないとき、主審・第2審判が直接、または間接フリーキックを行うようシグナルする前に競技者がキックを行つた場合、キックを行つたチームが相手競技者に規定の距離を守るよう要求していたのならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、フリーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。

- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、主審・第2審判が（壁なしの）直接フリーキックを行うようシグナルする前に競技者がキックを行った場合、主審・第2審判はフリーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、（壁なしの）直接フリーキックを行うためにプレー時間が追加され、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってからゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、主審・第2審判は得点を認める。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、（壁なしの）直接フリーキックを行うためにプレー時間が追加された場合、主審・第2審判は守備側ゴールキーパーがピッチ外の競技者、または他の資格のある交代要員と入れ替わることを認める。交代要員と入れ替わる場合、交代の進め方に従わなければならない。

距離

競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから5m離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審・第2審判はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。

13

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、守備側競技者が素早くキックを行おうとしたが、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、ボールが他の競技者に触れることなく直接ペナルティーエリアから出たのならば、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

累積ファウルが6つ目になってからの、笛が鳴ったのちボールがインプレーになるまでの違反

	キックの結果	
違反	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者	(壁なしの) フリーキック を再び行う	間接フリーキック
キッカーがゴールに シュートしない	—	間接フリーキック
特定されない 競技者によるキック	間接フリーキック	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	フリーキックを再び行う
両チーム	フリーキックを再び行う	フリーキックを再び行う

進め方

- 相手競技者を混乱させるために、ペナルティーキックの助走中にフェイントすることはフットサルの一部であり、認められる。しかしながら、競技者が一旦助走を完了した後にポールをけるフェイントについては、第14条に違反するとみなされ、それを行った競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。
- ポールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂したのちにゴールに入った場合、得点が与えられる。
- ポールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂し、ゴールに入らなかった場合、主審・第2審判はペナルティーキックを再び行うよう命じないが、プレーを停止し、ボールが破裂したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でドロップボールによりプレーを再開する。
- ペナルティーキックを行う競技者のけつたポールを味方競技者が受け取り、ゴールに向かって打つ場合でも、第14条に規定されているペナルティーキックの進め方が守られていたならば、主審・第2審判は得点を認める。
- 主審・第2審判がペナルティーキックを再び行うよう命じた場合、再び行うペナルティーキックはどの競技者が行つてもよく、最初に行つた者が行わなければならないというものではない。
- 主審・第2審判がシグナルする前にキッカーがペナルティーキックを行つた場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。
- ペナルティーキックを行うためにプレー時間が追加され、ポールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、得点が認められる。
- ペナルティーキックを行うためにプレー時間が追加された場合、主審・第2審判は守備側ゴールキーパーがピッチ外の競技者、またはその他の資格のある交代要員に入れ替わることを認める。交代要員と入れ替わる場合、交代の進め方に従わなければならない。

ペナルティーキックの準備

主審・第2審判は、ペナルティーキックが行われる前に次の要件について確認しなければならない。

- キッカーが特定されている。
- ポールが正しくペナルティーマーク上に置かれている。
- ゴールキーパーがゴールポスト間のゴールライン上にいて、キッカーに面している。
- キッカーの味方競技者は、
 - ペナルティーエリア外で、
 - ポールから 5 m離れて、
 - ポールより後方にいる。

笛が鳴ったのち、ボールがインプレーになるまでの違反

	キックの結果	
違反	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
キッカーが後ろにキックする	間接フリーキック	間接フリーキック
特定されない競技者によるキック	間接フリーキック	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
両チーム	ペナルティーキックを再び行う	ペナルティーキックを再び行う

ボールがインプレーになる前で、主審または第2審判のいずれかがキックを行うよう命じた後に、攻撃側、または守備側競技者が相手競技者に対して違反を犯した場合、キックを行うことを認める。得点があり、違反が守備側チームによって犯された場合、得点を認める。違反が攻撃側チームによって犯された場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じる。得点がなく、違反が守備側チームによって犯された場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じる。違反が攻撃側チームによって犯された場合、その競技者のチームを違反が犯された場所からの間接フリーキックによって罰する（第13条—フリーキックの位置を参照）。さらに、主審・第2審判は、適当な懲戒の罰則を与える。

進め方—違反

主審・第2審判は、キックインが行われるとき、相手競技者はキックインを行う地点から5m以内に近寄れないことに留意する。必要であれば、主審・第2審判は、キックインが行われる前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。プレーは、キックインで再開され、4秒のカウントがすでに開始していたとしても、再び開始される。

競技者がキックインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にポールを相手競技者に向けてけって、はね返ったポールを自分のものにした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

キックインからポールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審・第2審判はゴールクリアラーンスを与えなければならない。キックインからポールが直接キックインを行った競技者のゴールに入った場合、主審・第2審判はコーナーキックを与えなければならない。

キックインからのポールがピッチに入らなかつた場合、主審・第2審判は相手チームの競技者にキックインを行うよう命じるものとする。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームはすばやくキックインを行うことができる。

キックインが正しく行われなかつた場合、ポールが相手競技者の方へ直接向かつたとしても、主審・第2審判はアドバンテージを適用することはできず、相手チームの競技者にキックインを再び行うよう命じる。

進め方一違反

ポールがインプレーになる前に相手競技者がペナルティーエリアに入つて、または残つていて、守備側競技者によりファウルされた場合、ゴールクリアランスが再び行われ、その守備側競技者は、その反則の質により警告、または退場が命じられることがある。

ゴールキーパーが素早くゴールクリアランスを行おうとしたため、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、ポールが他の競技者に触れることなく直接ペナルティーエリアから出たのであれば、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ゴールキーパーがゴールクリアランスを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にポールをペナルティーエリア外にいる相手競技者に向かって投げた場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ゴールクリアランスを行うとき、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内でポールを放さなかつた場合、主審・第2審判はゴールクリアランスを再び行うよう命じる。しかしゴールキーパーに再び行う準備ができたら、4秒のカウントは一度停止したところから再開される。

主審・第2審判はゴールキーパーがポールを手、または腕を持ってから4秒のカウントを始める必要はない。

16

ゴールクリアランスを正しく行ったゴールキーパーが、ポールが自分のペナルティーエリアから出たのち、他の競技者がポールに触れる前にポールに意図的に手、または腕で触れた場合、主審・第2審判は、相手チームに直接フリーキックを与え、さらにフットサル競技規則に従つてそのゴールキーパーに対して懲戒の罰則を与えることもできる。

ゴールキーパーが足でゴールクリアランスを行つた場合、主審・第2審判はそのゴールキーパーに注意をし、手、または腕で行うよう命じる。しかしゴールキーパーに再び行う準備ができたら、4秒のカウントは一度止められたところから再開される。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手ゴールキーパーは素早くゴールクリアランスを行うことができる。

ゴールキーパーがゴールクリアランスを行い、ボールがまずペナルティーエリアから出ずに、そのゴールキーパーのゴールラインを越えた場合、主審・第2審判はゴールクリアランスを再び行うよう命じる。しかし、ゴールキーパーに再び行う準備ができたら、4秒のカウントは一度停止したところから再開される。

ゴールクリアランスを行うとき、ボールがペナルティーエリアから出る前にペナルティーエリア内で主審または第2審判のいずれかに当たったのちペナルティーエリア外に出てインプレーとなった場合、主審または第2審判のいずれかは何の措置も取らない。

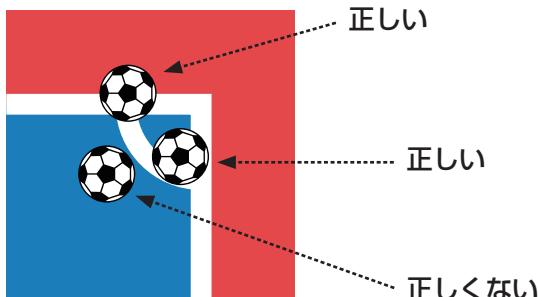
進め方一違反

主審・第2審判は、ポールがインプレーになるまで相手競技者はコーナーアークから5m以上離れていなければならないことに留意する。必要であれば、主審・第2審判はコーナーキックを行う前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。

競技者がコーナーキックを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にポールを相手競技者に当ててはね返ったボールを自分のものとした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ポールはコーナーアーク内に置かれなければならず、キックされたときにインプレーとなるので、ポールをインプレーにするためにコーナーアークの外に出す必要はない。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームはすばやくコーナーキックを行うことができる。



延長戦

進め方

- 延長戦の前、後半は試合の一部ではない。
- 競技者、または交代要員は、延長戦の前、後半の間に警告される、または退場を命じられることがある。
- 延長戦の間の累積ファウルは、試合後半の累積ファウルに加算される。
- 延長戦の間、チームは試合後半のためのタイムアウトをとつていなかつたとしても、タイムアウトを取ることはできない。

ペナルティーマークからのキック

進め方

- ペナルティーマークからのキックは、試合の一部ではない。
- ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴール、またはピッチの表面が使用できなくなつた、または安全面での理由がある場合に限り変えることができる。
- キックを行う資格のあるすべての競技者がペナルティーマークからのキックを終えたのち、次のキックのラウンドは最初のものと同じ順番で行わなければならないということはない。
- それぞれのチームは競技者および交代要員からペナルティーマークからのキックを行う者を選出するとともにキックを行う順番を決め、キックを行う前に第3審判に知らせなければならない。
- ゴールキーパーを除き、ペナルティーマークからのキックが開始された後は競技者が負傷しても、キックをける資格のない競技者と交代することはできない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときにゴールキーパーが退場を命じられた場合、キックをける資格のある競技者がこれに代わることができるが、ペナルティーマークからのキックを行う者から除外されたゴールキーパーはこれに代わることができない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているとき、競技者、または交代要員は警告、または退場を命じられることがある。
- 主審・第2審判は、ペナルティーマークからのキックを行っているときに一方のチームの競技者が3人未満になった場合でも、ペナルティーマークからの一連のキックを中止してはならない。

- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審・第2審判はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らしてはならない。
- 両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。
- ポールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってからゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、主審・第2審判は得点を認める。
- ポールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂した、または欠陥が生じたのちにゴールに入った場合、主審・第2審判は得点を認める。
- ポールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂した、または欠陥が生じたのちに、ゴールに入らなかった場合、主審・第2審判はペナルティーキックを再び行うよう命じず、ペナルティーキックは行われたものとみなされる。
- 競技会規定が、ペナルティーマークからのキックによって試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定すると定めており、チームがそれを拒否した場合、主審・第2審判はその事実について関係機関に報告する。
- ペナルティーキックが開始される前に1人以上の資格のある競技者がピッチから離れる、またはペナルティーキックが開始された後に負傷していないにもかかわらず、ペナルティーキックを行うことを拒否した場合、主審・第2審判はペナルティーマークからのキックを中止し、その事実について関係機関に報告する。
- ペナルティーキックを行う間、主審・第2審判は、カメラやその他メディアがピッチ内に入ることを認めない。

以上